

第3次 一関市地域福祉活動計画

令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)





はじめに

社会福祉法人一関市社会福祉協議会

会長 畠山 博

一関市では、人口減少と少子高齢化が急速に進んでおり、これまでの福祉の仕組みだけでは支えきれない課題が顕在化しています。こうした変化の中で求められるのは、行政や専門機関だけに頼るのではなく、地域に暮らす一人ひとりが役割を持ち、互いに支え合う「地域共生社会」の実現です。

一関市社会福祉協議会では、福祉はみんなで支え合うという一人ひとりの「思いやり」と「助け合い」の結いの心を育むことと同時に、誰もが福祉の担い手であり、福祉の受け手であることを認め合い、基本理念に「支え合い 幸せ感じる 地域の暮らし」を掲げ、地域福祉の推進を図ってきたところです。

平成26年度に第1次一関市地域福祉活動計画を、令和3年度に第2次計画を策定し、地域福祉の推進をしてきたところです。これまで、第2次計画の推進状況を検証するため、アンケート調査や社会福祉法人との懇談会、高校生ワークショップなどを開催し、安心して暮らせる地域とはどのようなものか、現在の地域福祉課題や今後必要になる取組について意見交換を行い、そこで明らかになった地域福祉課題に向けた福祉活動を実践する計画として、このたび第3次一関市地域福祉活動計画を策定いたしました。

本計画では、住民の自助・互助・共助・公助の「4つの助」の連携を密にするとともに、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、福祉分野の関係者はもちろんのこと、福祉分野に限らず様々な関係者とこれまで以上に連携・協働の輪を広げ、多様な主体と共に地域づくりを推進していきます。地域福祉は、特別な誰かが担うものではなく、地域に暮らす一人ひとりが主役となる取組です。小さなつながりが大きな支えとなり、支え合いの輪が広がることにより、人口減少社会においても持続可能な地域の未来が開けていきます。

今後も、皆様の温かいご理解とご協力を賜りながら、地域福祉のさらなる充実に努めてまいります。

おわりに、第3次地域福祉活動計画の策定にあたり、各種調査にご協力をいただきました多くの皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和8年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	P1 ~ 6
1. 地域福祉とは	
2. 計画策定の趣旨	
3. 計画の位置づけ	
4. 計画の期間	
5. 計画の策定体制	
第2章 計画の基本的事項	P7 ~ 10
1. 基本理念	
2. 基本目標	
3. 計画の体系	
第3章 基本目標ごとの推進目標	P11 ~ 39
第4章 進行管理及び評価体制	P41 ~ 42
1. 進行管理	
2. 評価体制	
資料編	P43 ~ 61
1. 統計資料	
2. アンケート調査等結果	
3. 用語解説	

第1章

計画の策定にあたって

1. 地域福祉とは

(1) 「地域福祉」の定義

「地域福祉」は、高齢者や障がい者、子どもなど、それぞれの地域に暮らすすべての人びとが、住み慣れた場所で安心して自分らしく生活できるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域全体で福祉課題の解決に取り組む仕組みです。「社会福祉法」では、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。

これまで社会福祉協議会では、何らかの支援を必要とする人たちへの見守り、声かけ、手助けの支え合いや、地域社会の課題の解決に向けた活動を始めとして、介護サービスや配食サービスの在宅福祉サービス、ボランティア活動、それぞれの地域に根ざした地域福祉活動の実践を進めてきました。

また、地域住民が主体的に企画・運営し、地域で楽しい時間を過ごす活動である「ふれあいサロン」など、住民参加による生活支援が定着する中、地域福祉活動の新しい動きは更に進展しています。

(2) 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて

近年、人口減少や家族・地域社会のあり方の変化などにより、介護や子育て、経済的な困窮、健康など複合した問題を抱えている人や世帯が見られます。例えば、80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも支えるという社会問題である「8050問題」や、子育てと介護を同時に行う「ダブルケア」、本来大人が担う家族の世話や家事を日常的に行っている子どもや若者を指す「ヤングケアラー」など、同一世帯で複数の課題を抱えている状況となっています。これらの複雑化・多様化した課題に対しては、「高齢者」「障がい者」「子ども」という縦割りの既存の支援制度だけでは、全体を見渡した対応が難しいという問題があります。

そうした制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることにより、地域住民が互いに助け合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現することが求められています。

(3) 「自助」「互助」「共助」「公助」の連携による重層的な取組

地域社会における様々な課題の解決に取り組むためには、「自助・互助・共助・公助」という「4つの助」の連携が必要となります。

自 助	「自分のことは自分でする」ことに加え、自費で介護保険外のサービスを利用するなど自費による民間サービスの購入
互 助	相互に支え合っているという意味では「共助」と共通であるが、費用負担が制度に裏付けられていない近隣の助け合いやボランティアなどで自発的なもの
共 助	介護保険や医療保険のようリスクを共有する仲間（被保険者）の負担で成り立つ社会保険制度やサービス
公 助	法律や制度に基づき、行政機関などが提供する公的サービス

近年の複雑化・多様化している課題については、役割分担を固定した対応の考えには限界があります。それぞれが個人を支える一員として、バランスを取りながら役割を果たし、時には重なり合うような包括的な支援を行うことにより効果的なセーフティネットが機能します。

(4) 個別支援と支え合いの地域づくり

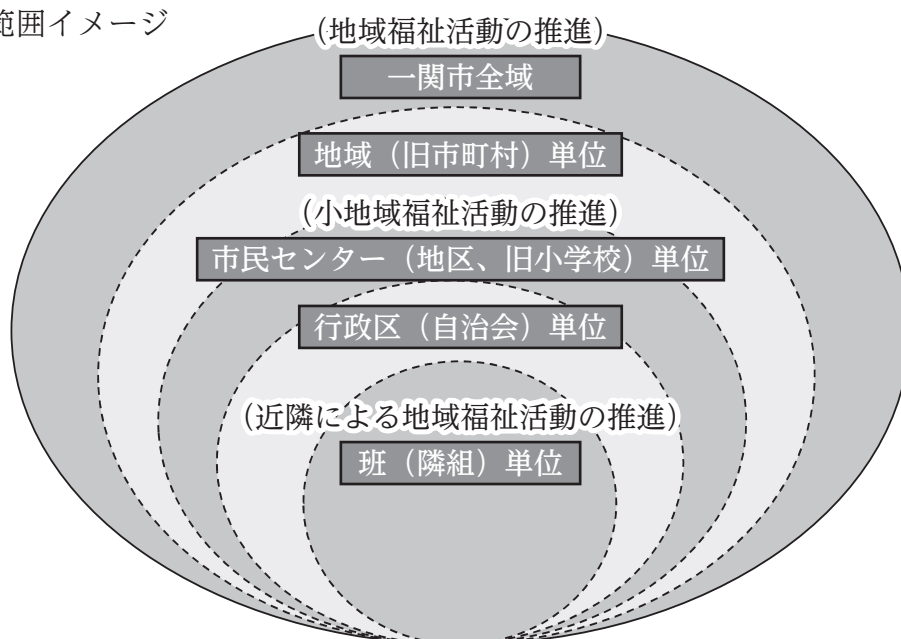
支え合いの地域づくりを進めていくためには、地域で支援を必要としている方に気づき、地域全体で協力して支援していくことが必要です。

具体的には、地域の困りごとや、地域のつながりの中で把握した課題に対して地域のみならず専門職、社会福祉協議会、行政などが連携しながら解決する体制を構築していくことが必要となります。

(5) 一関市の地域における取組のつながり

地域の範囲	概要
一関市全域	市域全体で、一関市で計画している各種計画や、この地域福祉活動計画の一番大きな単位となります。
地域（旧市町村）単位	8の地域があり、一関市の支所、社会福祉協議会の支部が設置されています。
市民センター単位	34の市民センターがあり、市民センターごとに地域協働体が組織されており、地域課題の解決に向けた取組を行っています。
行政区（自治会）単位	453の行政区があり、地域ごとに防犯・防災活動、環境美化活動、交流の機会づくりなど、身近な地域課題の解決に取り組んでいます。また、15の地区区長会が組織されています。
班（隣組）単位	ほとんどの行政区の中に班があり、地域活動を行う中で一番小さな活動単位となります。

地域の範囲イメージ



2. 計画策定の趣旨

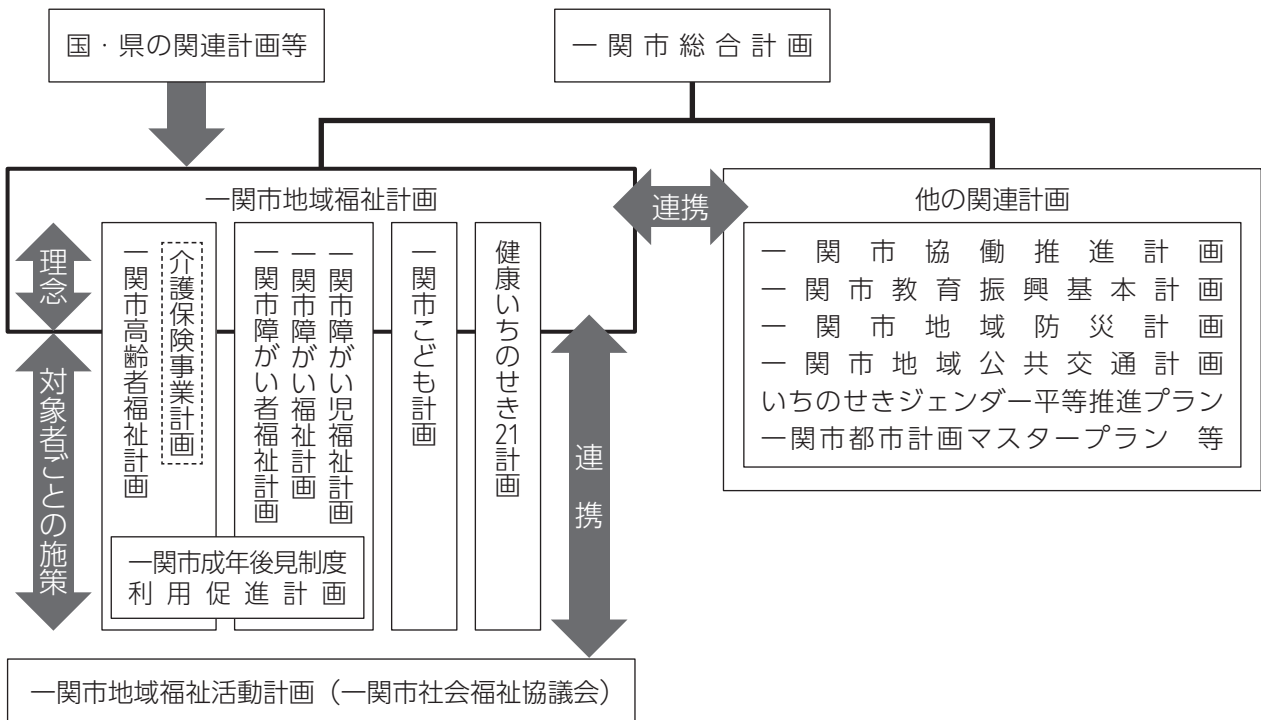
現在、一関市における人口減少や少子高齢化は急速に進んでおり、一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加、家族や地域社会とのつながり、地域における支え合いの希薄化も顕著となっています。

社会福祉協議会では、このような地域課題や諸課題に対応するため令和3年度～令和7年度までの5か年計画として「第2次一関市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉活動を推進してきました。

この計画期間が終了することを踏まえ、近年の複雑化・多様化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、「制度の狭間」の問題等、既存の支援制度による解決が困難な課題への対応、さらには、災害の増加など地域を取り巻く環境が大きく変化していることから、新たに令和8年度を初年度とする「第3次一関市地域福祉活動計画」を策定することとしました。

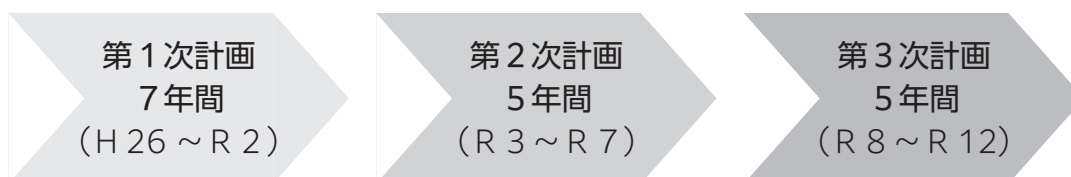
3. 計画の位置づけ

「一関市地域福祉活動計画」は、一関市が策定する「一関市地域福祉計画」と連動し、施策を推進するための行動計画として位置づけられます。



4. 計画の期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間の計画期間とします。

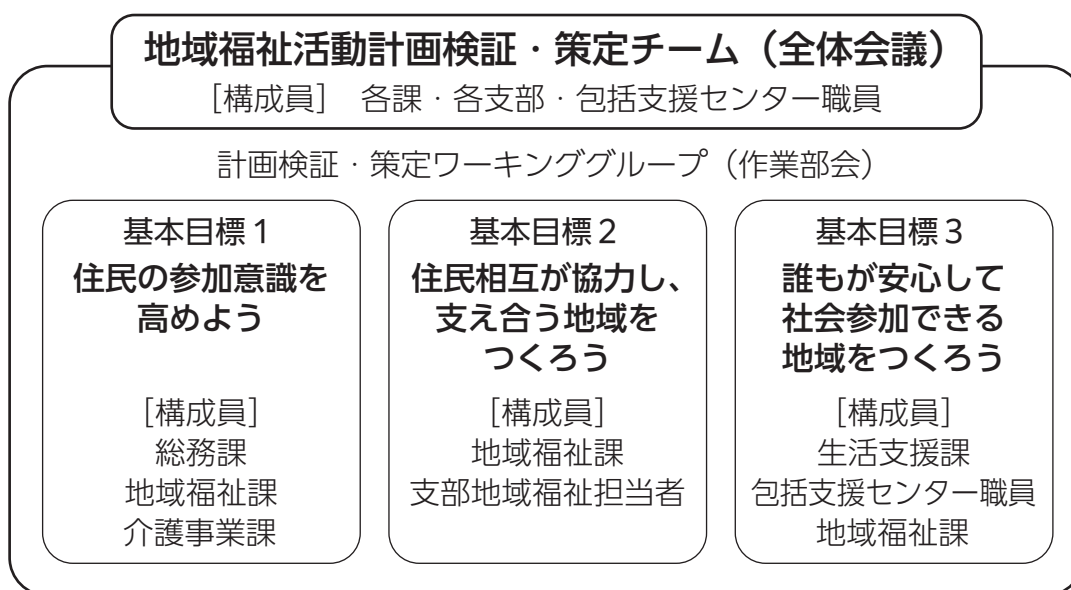


5. 計画の策定体制

本計画は、「一関市地域福祉活動計画検証・策定チーム」が中心となり、計画の検討を行いました。また、本計画は、アンケートや聞き取り調査の実施など、各種の市民参画の過程を経て策定しています。

(1) 策定体制

「第3次一関市地域福祉活動計画」は、下記の策定体制図により計画策定を進めました。



ア 地域福祉活動計画検証・策定チーム会議

地域福祉活動計画策定における全体会議で、計画策定の方針などの全体検討が必要な事項や、情報共有を行いました。

また必要に応じ、グループ取りまとめ役の打ち合わせを行い、計画策定の基本的な事項の検討及び全体の調整を図りました。

イ 地域福祉活動計画検証・策定ワーキンググループ

地域福祉活動計画の基本目標ごとにワーキンググループを設け、具体的な計画の策定をチームで行いました。

(2) 市民の意見把握

① 民生委員・児童委員アンケート調査

令和7年2月一関市と共同で、市内390名の民生委員・児童委員を対象として地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

② 行政区長アンケート調査

令和7年10月一関市と共同で、市内453行政区の行政区長を対象として地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

③ 社会福祉法人懇談会

令和7年1月30日に市内の社会福祉法人の代表の方々に参加いただき、「社会福祉法人の公益的な取組」についての懇談を実施しました。

そこで出た意見を踏まえて、令和7年8月7日に高校生施設等移動見学及びワークショップ後に懇談を実施しました。

④ 高校生施設等移動見学及びワークショップ

令和7年8月7日、岩手県立大学佐藤哲郎教授協力のもと、一関市と共同で実施しました。

地域の将来を担う世代である学生たちが、社会福祉法人の施設見学や地域交流活動のボランティア体験を行い、その体験を踏まえたグループワークを行うことにより、学生が協力して参加できる地域福祉活動について考えました。

第2章

計画の基本的事項

1. 基本理念

支え合い 幸せ感じる 地域の暮らし

福祉は、みんなで支え合うという一人ひとりの「思いやり」と「支え合い」の結いの心を育むことと同時に、誰もが福祉の担い手であり、福祉の受け手であることを認め合う地域づくりを目指し、社会福祉協議会の基本理念でもある「支え合い 幸せ感じる 地域の暮らし」を基本理念とします。

2. 基本目標

地域福祉活動計画の実現を目指して、次の3つの基本目標を立てて、住民主体の地域福祉の推進に努めます。

1 住民の参加意識を高めよう

『福祉を身近に感じる機会を増やし、福祉やボランティアの担い手を育てます』

2 住民相互が協力し、支え合う地域をつくろう

『様々な個人、団体、企業などと協力して支え合える地域をつくります』

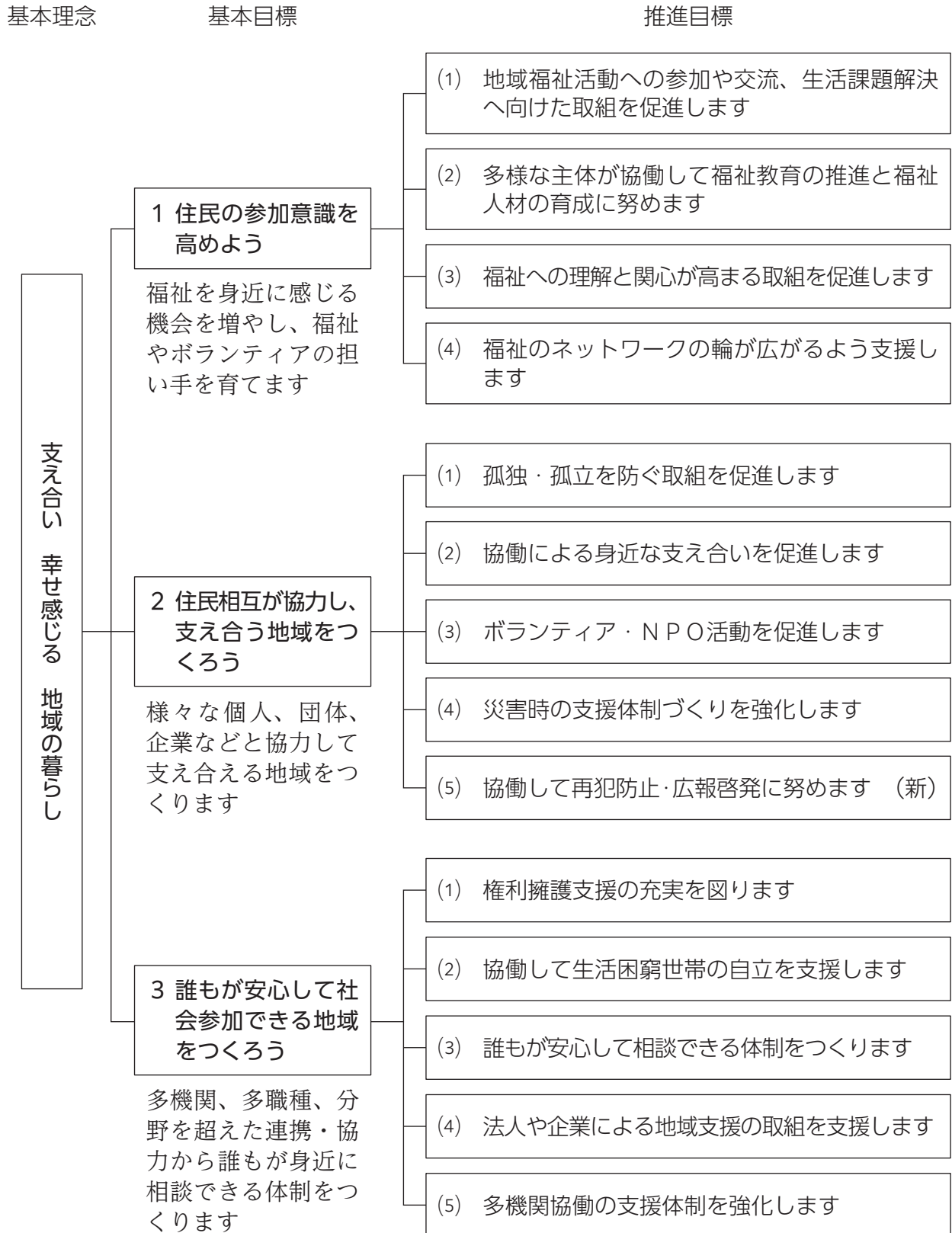
3 誰もが安心して社会参加できる地域をつくろう

『多機関、多職種、分野を超えた連携・協力から誰もが身近に相談できる体制をつくります』

3. 計画の体系

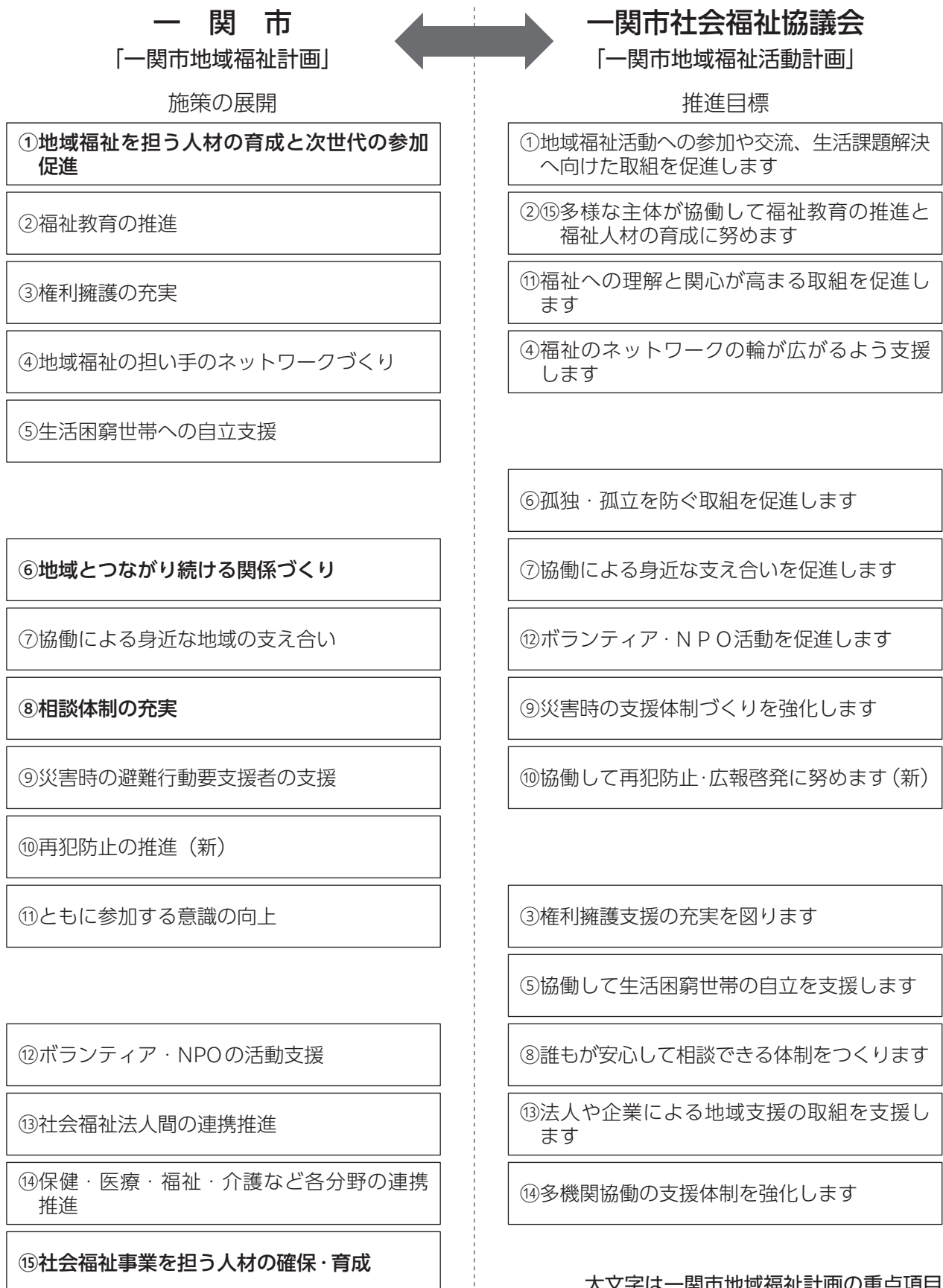
(1) 一関市地域福祉活動計画体系図と一関市地域福祉計画との関係性

基本理念は、第2次地域福祉活動計画から引き継ぎ、3つの基本目標は「一関市地域福祉計画」と連動する形での見直しを行いました。



(2) 一関市地域福祉計画との関係性

「一関市地域福祉計画」の施策の展開と、「一関市地域福祉活動計画」の推進目標が連動する関係となっています。(左右同じ番号が連動する関係となっています)



太文字は一関市地域福祉計画の重点項目

第3章

基本目標ごとの推進目標

基本目標 1 「住民の参加意識を高めよう」

推進目標(1) 地域福祉活動への参加や交流、生活課題解決へ 向けた取組を促進します

○基本的な考え方

1. 第2次計画の評価から

地域福祉コーディネーターによる地域支援は、配置する状況によって活動内容や関わり方の違いなどの課題が生じたため、社会福祉協議会が進める地域福祉について、地域住民や関係機関にわかりやすく伝わるような取組や周知が必要です。

また、世代や立場を超えて誰もが居場所や役割を見つけられるような地域特性に応じた「居場所」や「参加の機会」を創出・支援する必要があります。また、福祉活動だけでなく、趣味や学び、文化など、多岐にわたる分野を入口とした地域活動への参加を促進し、交流の裾野を広げる必要があります。

さらに、民生委員・児童委員、福祉委員、自治会、社会福祉協議会職員等が連携し、「気づき」の感度を高めるための仕組みが必要であり、生活課題の背景にある複合的な要因を捉え、行政や専門機関と連携しながら、多角的な解決策を講じる取組が必要です。

2. 現状と課題

第2次計画における交流の場づくりは一定の効果があったものの、活動への参加者は固定化しがちであり、特に、子育て世代、現役世代、ひきこもり状態の方などの多様な住民の参加を促進できていないことや、地域ごとの特色やニーズに応じた交流の場が不足しているという課題があります。

また、地域の複雑化する生活課題に対し、個別の専門機関への「つなぎ」は行われたものの、課題が深刻化する前の「早期発見」や、関係機関・住民同士が連携して「包括的に支える仕組み」の構築が十分ではないという課題もあげられます。「地域で支え合う」という意識は高まったものの、実際に活動を担う住民ボランティアの高齢化が進む一方で、新たな担い手の育成・確保が進んでいないため、活動を持続可能にするための仕組みづくりが求められています。

キーワード

- つながり
- 支え合い
- 包括的な支援体制づくり

~~~~~：用語解説あり（P55～）

---

---

## ○ 具体的な方策

### 1. 取組の方向性

住民一人ひとりが地域で様々な活動に参加し、交流を深められるような取組を進めます。  
地域で生活していく中で生じる課題を早期に発見、把握し、解決へ向けて関係者と協力して支援するとともに、継続して支援していくための体制づくりを進めます。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 住民、地域の取組

- 地域の住民同士が顔の見える関係を築き、互いの交流を深め、孤立を防ぐための取組を行います。
- 住民が抱える生活課題を、住民同士の力で早期に発見し、専門機関へつなぎます。
- 福祉活動を継続的、かつ効果的に行うために、学ぶ機会を確保します。

#### (2) 行政の取組

- 地域づくり、生涯学習等の各分野と連携し、講座等への参加を呼びかけます。
- シニア活動プラザの活用や関係機関との連携により、高齢者の社会参加を促進します。
- 各団体、法人等と連携し、多様な世代の交流を促進します。

#### (3) 社会福祉協議会の取組

- 行政による公的サービスでは対応しきれない「制度の狭間」の課題への対応や、複合的な生活課題を抱える住民への支援を行います。
- 住民の自主的な組織の活動を尊重しつつ、その立ち上げ・運営・継続を専門的に支援します。
- 団体・企業等の福祉に関わる主体に呼びかけ、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

## 推進目標(2) 多様な主体が協働して福祉教育の推進と福祉人材の育成に努めます

### ○基本的な考え方

#### 1. 第2次計画の評価から

福祉体験学習を通して福祉教育が定着してきたことにより、学校とのつながりを持つことができました。体験の実施にあたり、福祉施設を始めとした法人等とも連携し、児童・生徒が福祉に関心をもつ機会の提供づくりに努めました。

福祉人材の育成では、実習生の受入れを継続して実施することにより、スキルアップや福祉職の魅力伝える機会につながりました。

しかしながら、社会福祉協議会と協働して福祉教育を実施している学校は限られています。

#### 2. 現状と課題

福祉教育として、学校におけるキャップハンディ体験の実施が主となっているため、児童・生徒を対象とした内容に偏っています。

近年、福祉教育のあり方が多様化している中で、何を伝えることが必要なのか、取組内容を見直し展開していくことが必要です。

地域共生社会の進展を踏まえて、常に地域や福祉施設との連携強化を図り、地域を巻き込んだ福祉教育を推進していくことが重要です。そのためには、一定層のみに学習の機会を設けるのではなく、幅広い年齢層の地域住民を対象とした内容にするといった柔軟な対応が求められます。

福祉人材の育成では、実習生の受入れをとおして社会福祉協議会や福祉職への関心を深めってもらう機会や、職員のスキルアップにもつながっています。今後も継続的に実習生の受入れを行い、社会福祉協議会と地域や関係団体が連携・協働して福祉人材の育成に取り組むことが必要です。



## ○ 具体的な方策

### 1. 取組の方向性

福祉体験学習として、キャップハンディ体験の実施を広めます。また、学習の実施にあたっては、社会福祉協議会だけで完結させるのではなく、関係機関や福祉施設と協働した事業の展開を進めます。

実習生の受入れについては、社会福祉協議会での実習に加え、地域や関係団体との関わりなど社会福祉に触れる機会を提供することにより、様々な観点から福祉への興味や関心を深める機会を提供します。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 住民、地域の取組

- 積極的に福祉について学び、考える機会に参加するとともに、住民同士が交流する機会を増やします。

#### (2) 行政の取組

- 教育・保育施設や学校で、高齢者や障がいのある方との交流の機会を拡充します。また、関係機関と連携し体験学習の機会を拡充し、福祉の魅力発信に努めます。
- 社会福祉事業の魅力ややりがいを伝えるため、住民向けの講座や、学校等と連携した職場体験、福祉職セミナーや学生を対象としたワークショップ等を開催し、学生が福祉の仕事を考える機会を創出します。
- 医療・介護職の人材確保に向け、修学資金の貸付けや就職奨励金の交付、資格取得のための支援を実施するとともに、地元事業所への定着を図ります。
- 介護福祉施設の職員を対象とした各種研修や交流会を開催します。

#### (3) 社会福祉協議会の取組

- 福祉についてのイメージを身近に感じてもらえるよう、学校訪問の際に、福祉教育についての事例を紹介し、協働して取り組む内容を増やします。
- 福祉について学ぶ機会をつくり、地域や関係団体と連携を図りながら取り組みます。
- 教育機関、専門機関や関係機関と連携、協力して実習生の受入れや職場体験の受入れを行います。
- 社会福祉協議会の役割や活動内容の広報に努め、福祉の仕事の周知と人材確保につなげます。

# 推進目標(3) 福祉への理解と関心が高まる取組を促進します

## ○基本的な考え方

### 1. 第2次計画の評価から

福祉に興味を持ってもらえるよう、社会福祉協議会の事業や地域福祉活動に参加してもらい、福祉の理解向上に努めました。社会福祉協議会等が発行している広報紙だけでなく、SNSを活用し、若い世代に向けても情報発信を行いました。ボランティア講座などをおして、ボランティア活動に関心を持ってもらうことができました。

一方で、福祉に関する講座は実施していますが、実際の活動にはつながっていない例もあり、講座や研修会の企画、実施だけでなく、その後の振り返りや見直しを繰り返し行うことが必要です。

### 2. 現状と課題

福祉という言葉に触れる機会は多くなってきており、ボランティアをしたい、人のために役立つことをしたいと考える人も多くなりました。

しかしながら、ふくし祭りや健康講座については、参加者の固定化や、担い手の高齢化、地域住民のつながりの希薄化も課題です。

今後は、社会福祉協議会等が発行している広報紙に加え、情報が広く住民に伝わるよう、ホームページやSNSを活用するとともに、発信する情報についての質を高め、効果的に周知できるような戦略を持ち取り組むことが必要です。

また、関係機関への訪問により直接周知することも重要です。



## ○ 具体的な方策

### 1. 取組の方向性

広報紙での周知を継続的に行うほか、地域住民に『ふくし』や『地域のふくし』に興味を持っていただけるような機会を増やします。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 住民、地域の取組

- ボランティア及び各種ボランティア講座に積極的に参加します。
- 地域で行われている福祉に関する講座に参加する機会を増やします。

#### (2) 行政の取組

- 一関市地域福祉計画の趣旨について、広報紙やホームページ、SNS等で広く周知します。
- 福祉について学び、考え、交流する機会を設け、社会参加を促進します。
- 障がいのある方においては、一関地区障害者地域自立支援協議会の場などを通じ、各種バリア解消の啓発に努めます。

#### (3) 社会福祉協議会の取組

- 福祉に関する情報について、広報紙での周知のほか、ホームページやSNSをさらに積極的に活用し、効果的な情報発信に努めます。
- 『ふくし』を学ぶ機会が増えるよう、関係機関との連携をより密にし、住民同士がさらにつながり合えるような取組を進めます。

① だんの  
② らしの  
③ あわせ



## 推進目標(4) 福祉のネットワークの輪が広がるよう支援します

---

### ○基本的な考え方

#### 1. 第2次計画の評価から

福祉活動の主体となるサロ<sup>ン</sup>活動、ボラン<sup>ティア</sup>団体や地<sup>域</sup>協働<sup>体</sup>等により、地域のつながりはある程度構築され、新たな取組やつながりの輪も広がりを見せています。

しかしながら、地域によっては活動の減少やネットワークの構築が不十分なため、現状の把握を行い、地域の特性を生かしたネットワークの強化が必要です。

また、高齢化による担い手不足や後継者不足が叫ばれる中、壮年層など多様な世代の参加や協力が求められており、主体として活動してもらえるよう、現在の活動の維持と新たな取組への支援が必要です。

#### 2. 現状と課題

人口減少、少子高齢化により、世帯人員の減少や家族構造の変化が進んでおり、「8050」問題、ヤングケアラー・ダブルケア等、福祉課題の複雑化や多様化が進んでいます。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う人間関係の希薄化、その後の原油価格・物価高騰で、さらに生活課題が複雑になっています。

これらの課題の解決のためには、行政、福祉活動団体、ボラン<sup>ティア</sup>団体、地<sup>域</sup>協働<sup>体</sup>等とのネットワークがますます重要となっています。

しかしながら、地域における、高齢化が深刻であり、担い手不足や後継者不足のため、活動の縮小や廃止が進んでおり、今後は、ネットワーク強化のため、現在の活動の維持はもちろんのこと、多様な世代の参加と新たなネットワークの形成が必要となっています。

#### キーワード

- 8050問題
- ヤングケアラー
- ダブルケア
- 担い手不足
- 後継者不足
- 多様な世代の参加
- 人口減少
- 少子高齢化

## ○ 具体的な方策

### 1. 取組の方向性

「8050」問題、ヤングケアラー・ダブルケア等、福祉課題の複雑化や多様化に対応するため、分野や職種、世代を超えた横断的なネットワークの強化が必要となっています。

高齢化や人口減少に伴う担い手不足解消のため、壮年層の参加や協力方法を探り、福祉のネットワークの輪が広がるよう支援します。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 住民、地域の取組

- 地域のボランティアや地域行事、福祉に関する研修会、募金運動等、現在行っている活動に興味や関心をもち、参加する機会を増やします。

#### (2) 行政の取組

- 関係団体と連携し、地域の情報共有や課題解決を図るため、社会福祉法人や地域福祉団体などの担い手同士によるネットワークづくりを支援します。

#### (3) 社会福祉協議会の取組

- 高齢化による担い手不足や後継者不足でも横断的な支援体制を維持、構築できるよう、既存のネットワークを強化します。
- 地域における福祉の取組について、周知を強化し、興味や関心を醸成することにより、多様な世代や福祉分野以外の団体からも協力がもらえるように努めます。



## 基本目標2 「住民相互が協力し、支え合う地域をつくろう」

### 推進目標(1) 孤独・孤立を防ぐ取組を促進します

#### ○基本的な考え方

##### 1. 第2次計画の評価から

孤立を防ぐ活動を支援するため、地域に根差したふれあいサロン活動や支え合いマップ作成の支援を行いました。また、民生委員・児童委員の協力を得て見守り支援や、安否確認及び困りごと相談への対応や、地域団体や関係機関と連携が図れました。さらに、各地域で子ども食堂等の居場所づくりへの支援も推進することができました。

しかしながら、取組に地域差があることや、地域の集いの場に参加できない住民への支援等課題があります。また、高齢化による担い手不足の課題もあり、支援を必要としている住民のニーズ把握や見守り支援の充実を図る必要があります。

##### 2. 現状と課題

一関市内で高齢化率が40%を超えている地域は、令和7年10月1日現在で7地域あり、一関地域以外の全ての地域が4割を超えており、年々高齢化が進んでいます。

また、ライフスタイルや家族構造の変化により、地域コミュニティの希薄化が進み地域活動の停滞を招く等、地域での生活の維持が困難な状況になっています。

今後、高齢者、ひとり親、障がいの方などが孤立しないよう、地域の居場所づくりや関係機関が連携した支援がより一層必要となっています。

そのためには、地域団体や関係機関と協力し、多様な世代の参加促進や、地域のネットワークを強化し、地域が一丸となって孤独・孤立を防ぐための見守りや居場所づくりを進めていくことが必要です。



子育てサロン 活動の様子

## ○ 具体的な方策

### 1. 取組の方向性

高齢者、ひとり親、障がいの方に限らず、あらゆる人が孤立しないよう地域団体や関係機関と協力し、見守り活動や地域の居場所づくりを進めます。

また、地域の交流の場から孤立の早期発見や専門機関への相談へつなげる等、地域のネットワーク構築に取り組みます。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 住民、地域の取組

- 顔の見える見守り活動で、安心感のある地域づくりに取り組みます。
- 誰もが役割と生きがいを持てるよう、ふれあいサロン、子育てサロン、こども食堂などの居場所づくりを進めます。

#### (2) 行政の取組

- ふれあいサロンやこども食堂、子育てサロン等、誰もが気兼ねなく集まれる居場所づくりを支援します。
- 社会福祉協議会や住民、福祉事業者や民生委員・児童委員、企業と連携して「見守り活動」を推進し、生活上の問題を抱えている人の早期発見に努めます。
- 地域のつながりを強化するため、多様な交流の機会をつくり、参加を促進します。

#### (3) 社会福祉協議会の取組

- ふれあいサロン、こども食堂等地域の居場所づくり、住民同士がつながる機会の提供や活動を支援します。
- 孤独・孤立の解消に向けて関係機関と協力し、移動支援や買い物支援等生活課題解決へ向けた仕組みづくりに取り組みます。
- 高齢者、障がいの方などが地域で自立して生活できるよう地域団体や関係機関と連携して支援します。
- 日頃から地域で見守り活動が継続的に行えるよう支援します。

### キーワード

- 見守り活動
- 支え合いマップ
- 移動支援
- 居場所づくり
- ふれあいサロン
- 子育てサロン
- ファミリーサポートセンター
- こども食堂
- フードパントリー
- 生活困窮者自立相談支援事業
- 生きがいづくり
- 人と人とのつながり
- 支援を求める声を上げやすい社会

## 推進目標(2) 協働による身近な支え合いを促進します

### ○基本的な考え方

#### 1. 第2次計画の評価から

地域団体や行政と協力し、地域の役員や世話人が活動する上での課題の共有に向けた話し合いの場づくり、支え合いの仕組みづくりを検討するため、地域福祉コーディネーターが中心となり、連携強化と課題解決に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、課題解決のための話し合いの場づくりや、地域団体との関係・協力体制づくり、行政との連携において、地域資源の有無や人口減少の状況、高齢化率等に違いがあり、地域間での格差が生じています。

#### 2. 現状と課題

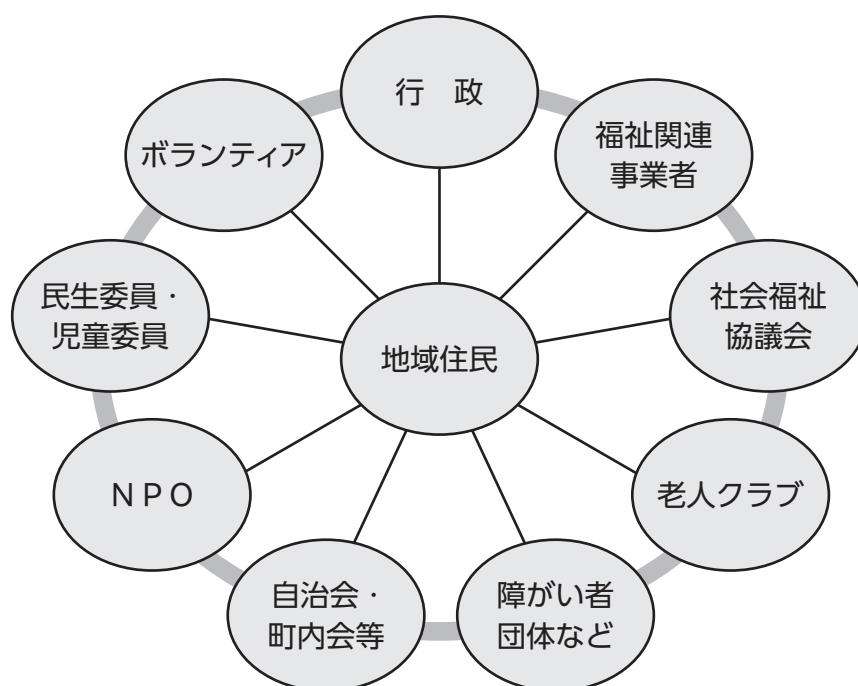
行政の施策では、「住民が主体となった地域福祉活動の推進」が求められていますが、地域の実情として、人口減少や高齢化、住民の価値観の多様化や生活様式の変化とともに、住民同士のつながりが希薄となっています。

そのため、地域の行事やボランティア活動等地域活動の担い手不足も進んでいます。

また、市街地と山間部では地域課題解決のために利用できる地域資源・サービス、必要となる時間やお金にも大きな差があり、市内全域を統一した支援方法やサービス内容で解決を図るのは難しいのが実情です。

地域の現状に合った課題解決の取組が進められるような支援と、解決するための仕組みづくりが必要です。

【協力・連携 イメージ図】



## ○ 具体的な方策

### 1. 取組の方向性

自分たちが住む地域社会への関心が高まるよう、自治会や地域協働体を始めとした各種団体の活動や地域での交流を支援します。

また、地域の元気な高齢者や豊富な知識・経験・能力を持った方々の地域人材の発掘を行うとともに、子どもたちにも目を向け、大人と共に地域のために一役を担える場の創出に努めます。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 住民、地域の取組

- 地域の資源を活かした支え合いネットワークの検討への協力や世代間交流のイベント・事業の充実に取り組みます。
- 自治会や地域協働体を始めとした各種団体の活動を通じた住民同士のコミュニケーションの活性化に取り組みます。

#### (2) 行政の取組

- 住民や関係機関と連携し、課題の発見や解決について話し合う場づくりを進めます。
- 地域の資源を活かした支え合いの地域づくりを支援します。
- 教育・保育施設等における地域行事への参加や文化伝承活動の取組等を通じ、地域全体で子育てに関する意識啓発に努めます。
- 子育て経験者やボランティアと子育て関係機関との連携を強化し、住民の子育てへの理解を深め、地域の子育て支援力の向上に努めます。
- 地域住民が主体となって子育てサロンを継続できるよう支援します。

#### (3) 社会福祉協議会の取組

- 関係機関と連携し、課題の発見や解決ができるよう支援します。
- 各種団体同士の協力体制を促進するために支援します。
- 地域の人材発掘、生きがいづくりや仲間づくりのため、交流の場を提供します。
- 子どもから高齢者まで多様な世代の交流や、仲間づくりや生きがいづくりを支援します。

## 推進目標(3) ボランティア・NPO活動を促進します

### ○基本的な考え方

#### 1. 第2次計画の評価から

地域のボランティア団体への助成金交付、ボランティア講座や災害ボランティア訓練等を開催し、団体の活動支援を行いました。

しかしながら、ボランティア団体会員の高齢化や新規会員が増えないことによる活動の低迷、地域ごとに活動への関わり方や支援方法に違いがあるという課題があります。ボランティア団体やNPO団体の現状把握を行い、団体との連携強化や活動支援を行うことが必要です。

また、毎年全国で多発している災害に備え、平時から行政や関係団体と災害時の支援体制の整備と組織化をすることが必要です。

#### 2. 現状と課題

近年、大雨や地震等の災害が毎年のように全国各地で頻発しており、これまで以上に危機管理や防災意識の啓発が求められます。

多様な課題が山積する中、地域での支え合いやネットワークの構築が重要であり、ボランティア団体やNPO団体との協力や連携強化、地域へ必要な情報提供や地域とつながる機会となるような情報発信を行っていくことが、今後ますます必要となっています。

また、ボランティア活動の担い手が不足していることから、若い世代への参加を促進する仕組みづくりや、ボランティア活動の更なる啓発と普及が必要です。

#### キーワード

- ボランティアセンター
- 災害ボランティアセンター
- NPO団体
- 市民活動団体
- 社会貢献
- 持続可能 (SDGs)
- 地域コミュニティ
- 協働
- 担い手不足
- 少子高齢化



ボランティア研修会の様子

## ○ 具体的な方策

### 1. 取組の方向性

誰もが活動に参加しやすい環境をつくるため、行政や学校、関係団体と連携強化を図り、人材育成とネットワークづくりを進め、地域全体で活動が持続できる仕組みをつくります。

また、ボランティアやNPO活動が特別ではなく身近な存在であることを理解してもらうため、SNSや広報誌等の様々な媒体を通じた情報発信を強化し、地域や人とつながることができる体制整備と広報啓発活動を行います。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 住民、地域の取組

- 身近な地域のボランティア活動へ関心を持ち、参加します。
- ボランティア講座や災害ボランティア訓練へ参加します。

#### (2) 行政の取組

- 各種団体と連携し、学校、市民センターなどで、ボランティアに関する研修・講座を開催します。
- 社会福祉協議会と連携し、地域課題等の解決など多様なニーズに対応できるボランティアやNPO団体の育成を支援します。
- ボランティアニーズの把握など、ボランティアセンターの運営を支援します。

#### (3) 社会福祉協議会の取組

- SNSや広報紙等で情報発信を行い、地域住民とボランティアやNPO活動とをつなげるコーディネート機能を強化します。
- 地域住民がボランティア活動へ参加しやすく、ボランティアを身近に感じられるような環境づくりを行います。
- ボランティア講座や研修会を開催し、ボランティアリーダーやコーディネーターの人材育成、地域団体や学校、関係団体とのネットワーク強化を図ります。

## 推進目標(4) 災害時の支援体制づくりを強化します

### ○基本的な考え方

#### 1. 第2次計画の評価から

近年、国内では大規模災害が頻発しており、市内においても、いつ災害が起きてもおかしくない状況です。平時から行政や民間団体、地域住民同士が連携し、防災意識を高く持つことにより、誰もが安心して暮らしていける地域づくりにつながると考えられます。

そこで大規模災害時の支援体制を迅速に整えるため、行政や関係団体と協定を締結し、災害発生時の役割分担などを決めました。また、一部地域では、支え合いマップを活用し、地域の現状を把握することができました。

一方で、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者（以下、要支援者という）の情報共有の方法や地域での防災訓練の実施については課題があります。

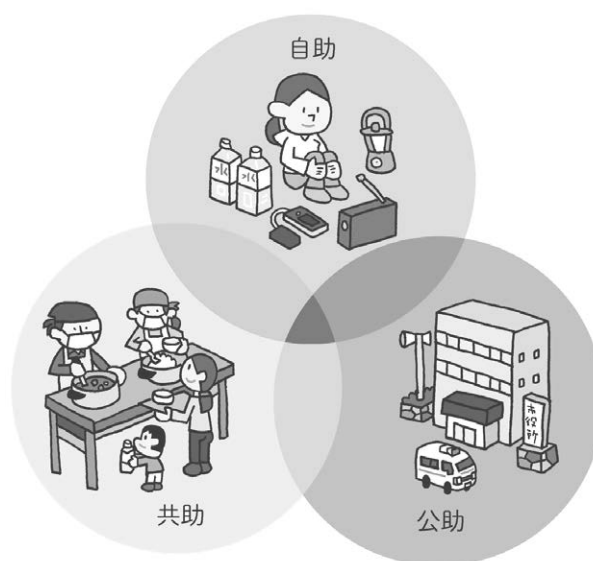
#### 2. 現状と課題

市内には自主防災組織が328団体あり、対象行政区数に対する組織率は約94%となっています。（令和7年4月1日時点）地域の防災力を、引き続き高めるためには、行政と連携して防災訓練や防災教育を行い、有事に備える必要があります。

また、災害発生直後は消防等による公的な救助や援助が行き届かないことがあるため、自助・共助による備えが有効であり、あらかじめ地域の要支援者などの情報について把握しておく必要があります。

#### キーワード

- 災害ボランティアセンター
- 支え合いマップ
- 避難行動要支援者名簿
- 自主防災組織



防災の3助

## ○ 具体的な方策

### 1. 取組の方向性

地域の防災意識を高め、災害時に住民同士で支え合うことができるよう、行政、関係団体、地域住民のほか、教育分野とも連携し、防災意識の醸成に取り組みます。

また、要支援者は災害時にどのような支援が必要か、地域全体で把握するため、行政や関係団体との連携を強化します。併せて、要支援者の情報共有の方法について検討します。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 住民、地域の取組

- 要支援者にも配慮した防災訓練を行政や関係団体等と共に実施します。
- 災害時、助け合いができるよう近隣住民同士が顔の見える関係性をつくります。
- 要支援者一人ひとりに応じた避難方法の検討を進めます。

#### (2) 行政の取組

- 災害時に避難支援が円滑に行われるよう要支援者名簿を作成し、平時から避難支援関係者へ名簿の情報を共有し、地域の避難支援体制づくりの構築を推進します。
- 本人の意思を尊重しながら、要支援者一人ひとりに応じた避難支援方法の検討を推進します。
- 地域での防災訓練の実施を推進し、防災意識の高揚・支えあい体制の構築を進めます。
- 災害時の状況により、社会福祉協議会へ災害ボランティアセンターの開設を要請します。
- 福祉避難所について、災害を想定した訓練を実施します。

#### (3) 社会福祉協議会の取組

- 要支援者の把握のためのツールについて行政と共に整理し、平時から災害時に支援が必要な方の情報把握に努めます。
- 自治会または班単位での支え合いマップの作成を支援するとともに、行政と共に防災訓練等の実施を支援し、地域での防災力の向上に努めます。
- 大規模災害時には、一関市からの要請により、関係団体等と連携し災害ボランティアセンターを設置し、運営を行います。

## 推進目標(5) 協働して再犯防止・広報啓発に努めます

### ○基本的な考え方

#### 1. 社会情勢

全国における刑法犯検挙人員は、平成16年度をピークに減少を続けているところですが、その一方、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇傾向であり、令和2年度には過去最高の49.1%となり令和5年度においても47.0%と高い水準となっています。

このような中、誰もが安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪が繰り返されない・新たな被害者を生まない、再犯防止対策を推進する取組が重要となっていることを踏まえ、平成28年12月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

#### 2. 現状と課題

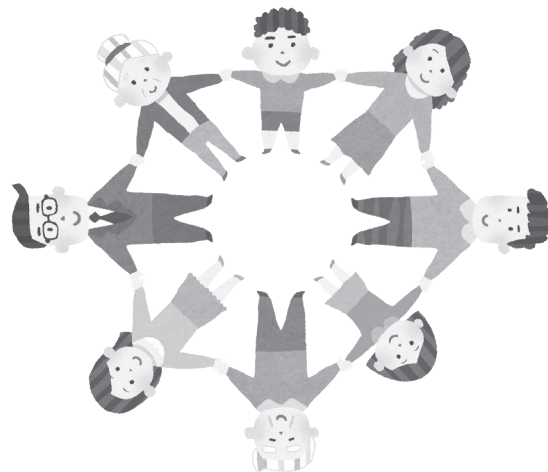
一関・千厩警察署管内の罪種別検挙状況は、空き巣・万引き等の窃盗犯が特に多くを占め、全体の約7割となっています。また、詐欺等の知能犯が令和4年に急増しており、若年層の知能犯が増加している傾向にあります。

年齢別検挙人数について、65歳以上が全体の約30%と最も高い割合を占めていますが、令和4年から20歳代の検挙人数が急増し約25%と続いております。また、犯行時の職業別状況は約41%が無職者となっています。

このような状況から、行政、関係団体や地域住民が各々の枠組みの中で必要な支援や活動を行いながら、互いに連携し、一体となって切れ目のない支援や活動を行っていく必要があります。

#### キーワード

- 未然に防ぐ  
(心の醸成、孤立防止、社会を明るくする運動)
- 普及啓発  
(活動支援、ネットワーク)
- 社会復帰支援  
(相談支援、孤立防止、ネットワーク)



## ○ 具体的な方策

### 1. 取組の方向性

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）及び第3期一関市地域福祉計画の基本方針を踏まえた取組を行います。

福祉教育の実践などにより「福祉の心」を醸成し非行に走らせない心を育むとともに、日常の相談支援の中で犯罪につながるのを関係機関が連携し未然に防ぐ取り組みを行います。併せて、地域のネットワークを深める取組を支援し犯罪のない地域づくりを進めます。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 住民、地域の取組

- 日常のあいさつや声かけ、見守りによりコミュニケーションを深めます。
- 世代を超えた地域での自主的な支え合い活動に取り組みます。
- 障がいや年齢に関係なくお互いを尊重しあう地域づくりを進めます。

#### (2) 行政の取組

- 就労や住居の確保について、関係機関と連携して支援し、生活基盤の安定を図ります。
- 薬物依存や心身の不調についての相談支援のほか、保健医療・福祉と連携し状況に応じて関係機関へつなぎます。
- 保護司会等の団体活動の支援、広報・啓発活動の推進を行います。
- 部署を横断した連携・協議の場を設け、情報共有や理解促進を図るとともに、各部署の事業が適切に活用されるよう支援します。

#### (3) 社会福祉協議会の取組

- 福祉教育の推進により福祉の心を育み、未成年者の非行防止につなげます。
- 社会を明るくする運動に協力し、行政や関係機関とともに犯罪防止と更生保護の啓発を行います。
- 関係機関や地域と協力し、地域で生活を続けられるよう支援します。

## 基本目標3 「誰もが安心して社会参加できる地域をつくろう」

### 推進目標(1) 権利擁護支援の充実を図ります

#### ○基本的な考え方

##### 1. 第2次計画の評価から

一関市では権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築のため、一関地方権利擁護連携推進協議会の設立及び平泉町と共に一関地方成年後見支援センター（中核機関）を設置しました。

しかしながら、成年後見制度の周知・理解の強化、制度を必要とする方が身近に相談できる体制整備などの課題は残っており、今後もそれらの課題への対応を強化していく必要があります。

##### 2. 現状と課題

認知症や障がいなどによって意思決定に支援を必要とする方や、身寄りがいないことによる不利益が生じている方、子どもや認知症高齢者、障がいのある方などの弱い立場にあり、虐待等の権利侵害を受けている方など、権利擁護の必要性は、社会の変容とともにその重要度を増しています。

権利擁護支援に関連するすべての機関は、本人を中心とした意思決定支援と権利侵害の回復支援を基本として支援に努めるとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進していく必要があります。

#### キーワード

- 成年後見制度
- 中核機関
- 一関地方成年後見支援センター
- 日常生活自立支援事業
- 意思決定支援



## ○具体的な方策

### 1. 取組の方向性

成年後見制度の活用の有無に関わらず、権利擁護支援について法的な考え方や支援内容など、司法分野を含めた連携・協働する体制を強化します。

また、法的視点を含めた研修、講演会等の開催により、各関係機関の相談・対応力の強化を図り、権利擁護支援を必要とする方が適切に相談できる体制を強化します。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 住民、地域の取組

- 認知症や障がいのある方、子どもなどを虐待防止の視点で日常的に見守り、異変時には専門機関に速やかにつなげます。
- 自身が困ったときに「助けを呼べる」ことや、「身寄りによる支援」が前提だった社会からの変化（入院時等の保証人問題等）について、必要な準備をすることを含め、自分事として考えていきます。

#### (2) 行政の取組

- 権利擁護を必要とする人への支援機関、関係機関・団体とのネットワークの構築、権利擁護に関する各種研修会等の開催、市民後見人等の育成の検討を進めます。
- 民生委員・児童委員、福祉事業者等との連携を強化し、支援を必要とする方の情報共有を行います。
- 高齢者や障がいのある方、子どもに対する虐待に対して、関係機関と連携しながら迅速に対応し、当該者や家族などへの支援を行います。

#### (3) 社会福祉協議会の取組

- 成年後見制度を含めた権利擁護相談に対応し、必要に応じて一関地方成年後見支援センターと連携していきます。
- 認知症や障がいなどによる判断能力に課題がある方に対して、その状態に合わせた意思決定支援を行います。
- 支援の必要性に応じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度的支援や総合的な支援策を提案します。

## 推進目標(2) 協働して生活困窮世帯の自立を支援します

### ○基本的な考え方

#### 1. 第2次計画の評価から

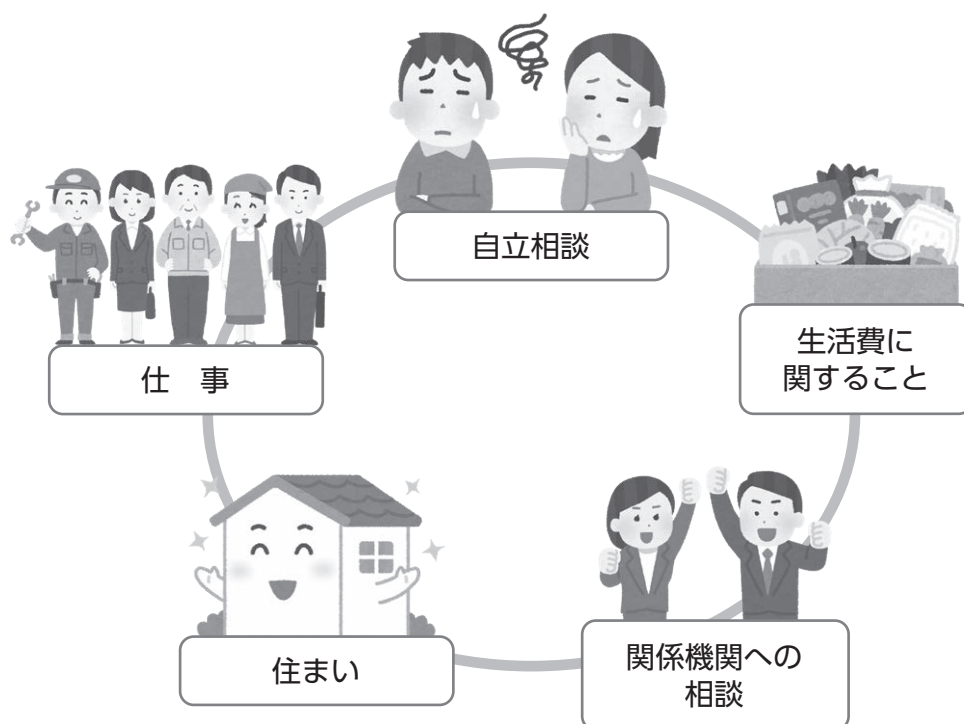
少子高齢化の進行やひとり暮らし世帯・ひとり親世帯の増加などを背景として、社会生活を取り巻く環境は大きく変化しており、支援が必要な個人・世帯が抱える課題は複雑化・多様化するリスクが増大しています。

一関市では広大な市域の各地域に、各分野の相談支援機関がそれぞれ配置されていますが、生活困窮世帯への支援について、地域格差が生じないように対応していく必要があります。

#### 2. 現状と課題

一関市における生活困窮者自立相談支援事業は、制度横断的視点を持ちながら、包括的・継続的な相談支援を実施するとともに、関係機関を含めた支援調整会議の開催や地域の支援者との連携、定期的な特設相談窓口の開設などにより、各地域の生活困窮者（世帯）の幅広い課題に対応してきました。

社会福祉協議会では、フードポストを各支部に配置するなど、支援内容に地域差が出ないように迅速な対応がとれる体制整備を行ってきましたが、限られた人的資源の配置と、連携協働する関係機関や地域の支援者とのネットワークに戦略的な工夫が必要となっています。



## ○ 具体的な方策

### 1. 取組の方向性

経済的な困窮を始めとして、就労や心身の状況、住まいの確保、人間関係などの課題、債務や社会的な孤立など、複雑化・多様化している生活困窮者の課題に迅速かつ適切に対応します。

また、個人や世帯単位で抱える多重な課題に対して、関連する各専門機関によるチームでの多層支援やつながり続ける視点を持った支援を行います。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 住民、地域の取組

- 生活に困窮している方々への支援について、広報紙の情報や説明会の参加を通じて学び、理解を深めます。
- 困難を抱える世帯に寄り添いながら、支援機関と連携し、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

#### (2) 行政の取組

- 市が委託設置する「生活困窮者自立相談支援窓口」の周知と相談体制づくりを進めます。
- 生活保護担当課や関係部署、関係機関と連携し、生活困窮者からの相談・情報を共有します。また、複雑困難な課題に対しては、関係機関による協議の場を設け、自立につながる対応を検討します。
- 支援制度や支援事例の紹介により、関係機関との連携強化と自立支援に必要な地域づくりを推進します。

#### (3) 社会福祉協議会の取組

- アウトリーチ（訪問支援等）及び食料支援も含め、早期（生活保護に至る前の段階から）に自立に向けた支援を行います。
- 一人ひとりの状況に応じて、自立に向けた支援計画（自立支援計画）を作成するとともに、適宜見直しを図ります。
- 関係機関と連携し、生活困窮世帯に係る相談を行うとともに、地域のネットワーク強化のため事業周知を図ります。

## 推進目標(3) 誰もが安心して相談できる体制をつくります

### ○基本的な考え方

#### 1. 第2次計画の評価から

気軽に相談できる手段として、メールや2次元コード等のインターネット技術を活用することにより、希望する方が時間にとらわれずに相談することが可能になりましたが、インターネットを利用できない方々に対する多様な相談手段の維持と情報提供への必要性は継続してあります。

技術の進展に対応し相談支援体制の強化は図られた一方で、周囲の導きがあっても相談につながらない方などに対する包括的な支援体制の構築について、アウトリーチの機能強化を含めた、支援の全体調整を図る機能の整備が求められています。

#### 2. 現状と課題

現在は、分野ごとの相談支援機関が、それぞれの専門分野における対応を主としているため、分野横断が必要な支援が予想される場合には、それぞれの判断により関連する機関につなげ、連携・協働して支援している状況です。

分野や属性を超える複雑な相談に対し包括的な支援体制を構築するためには、各分野の相談支援機関ごとの専門分野があっても、俯瞰した視点で個人・世帯の課題を捉え、包括的に受け止めることにより、多岐に渡る課題に対して、多機関のチームによって対応できる体制の構築が必要です。



## ○ 具体的な方策

### 1. 取組の方向性

各相談窓口について、ICTの活用など様々な広報ツールにより、地域を支える外国人を含めたすべての住民に分かりやすく情報提供をします。

また、個人・世帯単位での複雑化・多様化している相談内容に対し、どの角度からでも総合的に相談対応できるよう、まずは各分野の専門相談機関が包括的に受け止め、機関相互による協働調整や、状況によって行政を含めた全体調整を行い、多層的な支援チームにより包括的に支援できる体制をつくります。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 住民、地域の取組

- 身近な相談者である民生委員・児童委員を始めとした地域の支援者となつながら、自らの相談、または事情を抱える方の相談を、専門の相談支援機関につなげていきます。

#### (2) 行政の取組

- 複雑化、複合化する課題に対して、包括的な支援体制の構築を推進します。
- 関係機関と連携し、身近なところで相談等ができるよう、広報・周知を含め相談体制を充実します。
- 高齢者、障がい、子ども、生活困窮など各相談窓口の連絡会議を開催し、情報共有を図ります。
- 地域の身近な相談相手として、民生委員・児童委員の活動内容を広く周知します。

#### (3) 社会福祉協議会の取組

- 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援事業を主とした各相談機関において、個人や世帯単位で抱える課題を把握し、必要に応じて行政を含めた関係機関につなげます。
- 民生委員・児童委員を始めとした地域支援者とのつながりを密にし、地域で社会や支援につながる事が難しい個人や世帯などの、回復支援となるよう、各相談機関とのネットワークを強化します。

## 推進目標(4) 法人や企業による地域支援の取組を支援します

---

### ○基本的な考え方

#### 1. 第2次計画の評価から

各社会福祉法人が行う公益的な取組については、事業やイベント、社会福祉法人懇談会等の機会を通じて情報共有が図られていますが、地域ごとに異なる生活課題への取組は各法人の考え方に委ねられていることもあり、地域によって差異が見られます。

また、事業によっては利用する方が少ないなど、内容の見直しや工夫が必要となっています。

#### 2. 現状と課題

平成28年の社会福祉法の改正により、全ての社会福祉法人は、その「公益性」を再評価し、地域貢献をする観点から、「地域における公益的な取組」の実施が社会福祉法人の責務として明記されました。

しかしながら、人口減少等の社会経済情勢の変化により社会福祉法人の負担も大きくなっており、限られた人材・財源で取組を進めていくための事務、事業の見直しや、複数の法人が連携して対応する仕組みづくり、また社会福祉法人に限らず一般の企業や団体による地域貢献活動が推進されることも期待されています。

#### キーワード

- IWATEあんしんサポート事業
- 福祉教育
- こどもの居場所づくり（こども食堂等）
- 社会福祉法人懇談会

## ○ 具体的な方策

### 1. 取組の方向性

地域にとっての公益的な取組を地域の声から集約しながら、そのニーズによって、社会福祉法人や企業・団体が連携し、一体となって地域課題を乗り越えていくための仕組みづくりを目指します。

現在実施している取組も、住民からの声によって内容の見直しを検討しながら、限られた人材・財源で継続して推進していけるよう、実施体制を整えます。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 住民、地域の取組

- 地域で困っている人に相互に気が付き、社会福祉法人が実施する公益事業の検討の場へ声を届けられるよう、地域の福祉関係者へ情報を発信します。

#### (2) 行政の取組

- 社会福祉法人を対象とした会議や研修会を開催し、法人連携を推進する機会を提供します。
- 社会福祉法人に対して「地域における公益的な取組」の事例を紹介します。
- 地域の課題について、関係する法人とも情報共有を図り、解決に向けた取組を進めます。

#### (3) 社会福祉協議会の取組

- 各社会福祉法人が実施する公益的な取組の情報提供や、地域からの声を法人につなげるなど、地域と法人との橋渡しを担い、その取組が地域にとってより良いものとなるよう支援します。
- フードパントリーなどの公益的な取組を推進し、一般企業や団体等とも連携した活動を行います。
- 社会福祉法人が連携した公益事業である「I W A T E あんしんサポート事業」の一次窓口となる生活困窮者自立相談支援事業を積極的に実施します。



一関青年会議所様からの食料品贈呈式の様子

## 推進目標(5) 多機関協働の支援体制を強化します

---

### ○基本的な考え方

#### 1. 第2次計画の評価から

これまでの活動から、困難事例に対して多機関の異なる視点に関わることにより、幅広い支援策につながる可能性があることがわかりました。

複雑化・多様化している課題への対応や、相談することができない方への相談支援体制の工夫、相談しやすい体制を整えることが求められています。

#### 2. 現状と課題

相談窓口は現在、分野（高齢、障がい、子ども、生活困窮）ごとに設置されていますが、複雑化・多様化する複数の課題に対応するための仕組みが求められています。

現在の相談支援体制を生かしつつ、複雑化・多様化する課題や問題に包括的に対応できる支援体制として「全体調整できる仕組み」が必要となっています。

#### キーワード

- 多機関協働
- 包括的支援体制
- 地域包括支援センター
- 基幹相談支援センター
- 生活困窮者自立相談支援事業



---

---

## ○ 具体的な方策

### 1. 取組の方向性

複数の課題を抱える個人・世帯について、各相談支援機関が、分野を超えて課題解決に向けた支援が行えるよう協働体制を強化します。

また、その課題が多分野に渡るなど状況によっては、行政等の全体調整を経て多機関協働の支援チームを形成します。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 住民、地域の取組

- 複雑化・多様化した困難な相談が、各専門機関等につながったあとも、支援に協力できる体制を整えます。

#### (2) 行政の取組

- 保健・医療・福祉・介護を始め、障がいや子ども、生活困窮などを含めた多くの関係機関・団体との連携を推進し、地域の課題に対応できるよう、包括的支援体制の整備を目指します。
- 多機関での連絡会議や研修会の開催を通じ、全体調整の機能を加えたうえで、各分野との連携強化を推進します。

#### (3) 社会福祉協議会の取組

- 世代や属性が異なる課題であっても一度受け止め、対応する機関との協働での支援体制を推進します。
- 多層的な体制が必要な場合には、行政等の全体調整により多機関での支援チームを形成します。



## 第4章

# 進行管理及び評価体制

# 1. 進行管理

## ○推進体制

地域福祉活動計画の推進のため、年次計画を策定し、基本目標ごとに職員による推進ワーキンググループを設置し、チームによる計画推進を図ります。

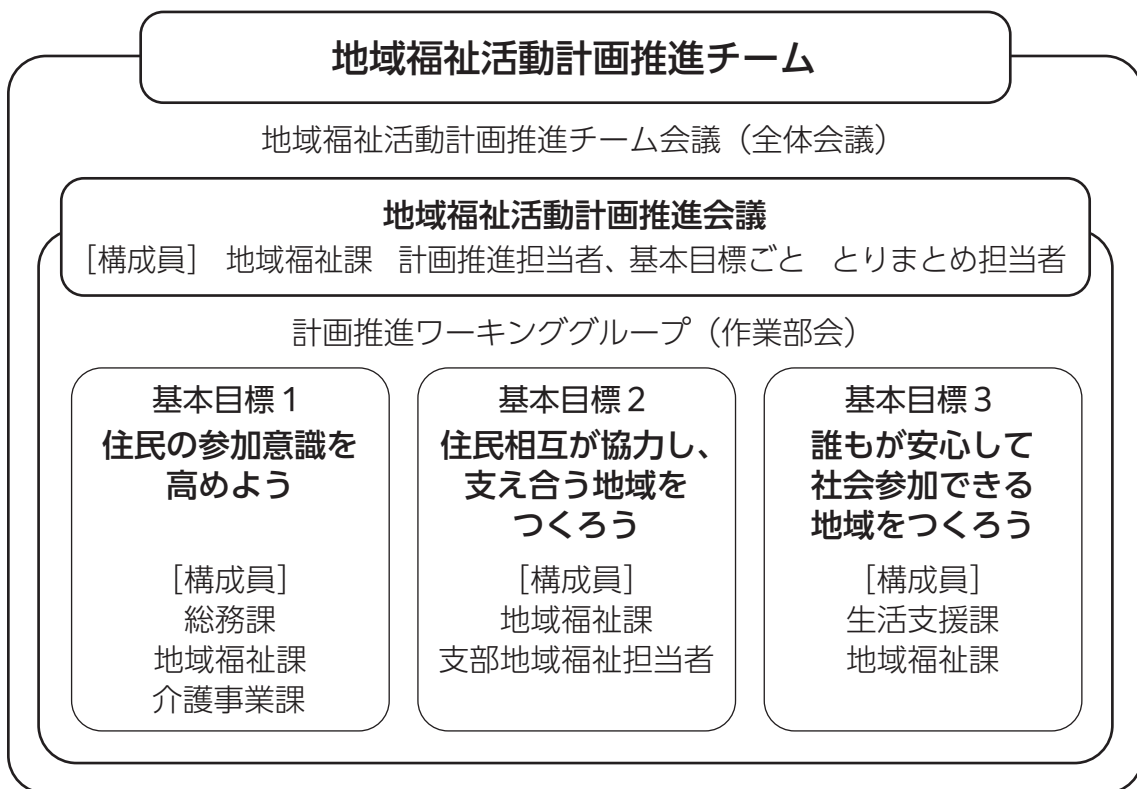
また、計画の推進にあたり、行政及び関係機関との連携が不可欠であることから、各専門機関の知識や技術を活かしながら包括的な取組を行うとともに、住民や、民生委員・児童委員、自治会、地域活動団体、ボランティア・NPO、企業などが、連携・協力することができるように、計画の内容について効果的に情報発信を行い、周知を徹底します。

## ○進捗状況の確認

指針をもとに年次計画を策定し、進捗の管理を行います。

基本目標ごとのとりまとめ担当者による打合せを随時行い、ワーキンググループ内で「評価シート」を活用して年次計画の進捗状況の確認を行います。

地域福祉活動計画推進体制イメージ



# 2. 評価体制

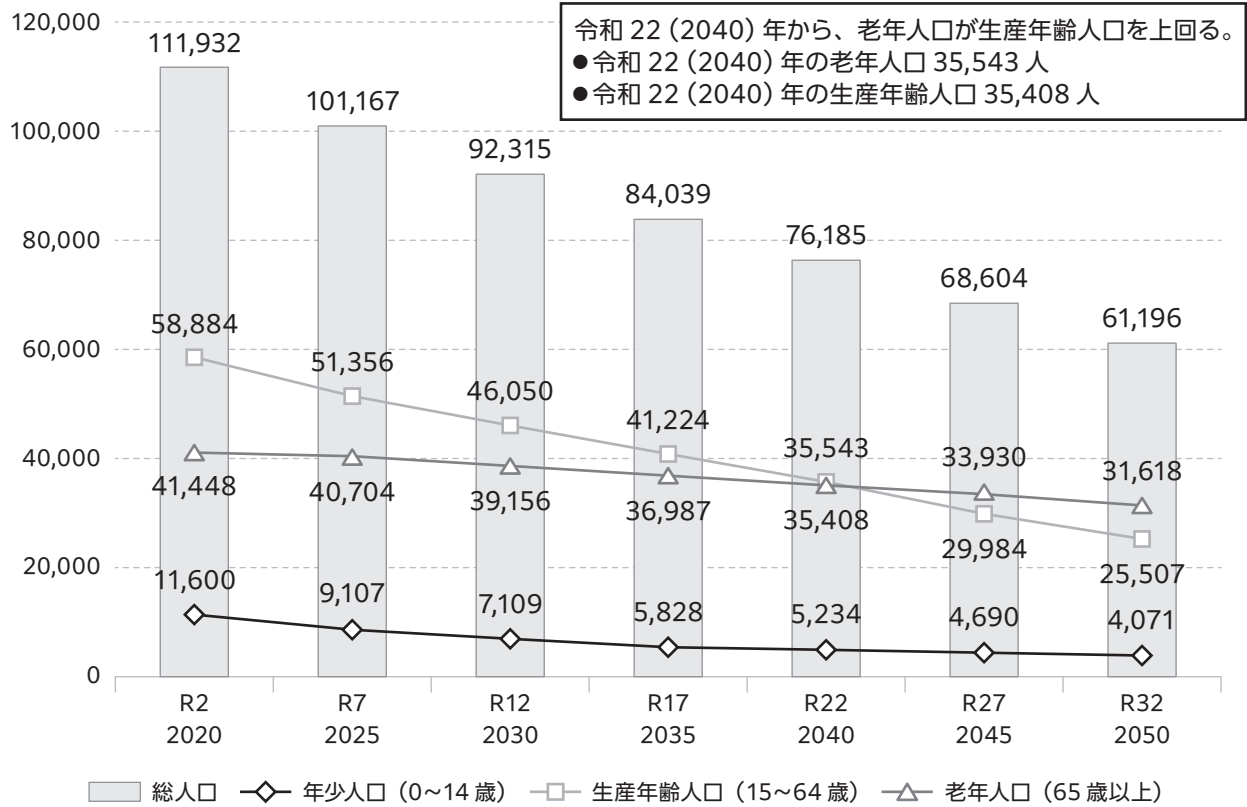
計画推進チームで確認した計画の進捗状況をまとめ、理事会に報告する形で内部評価を行うとともに、一関市が進める「一関市地域福祉計画」と連動した形で、住民や学識経験者等から評価をいただく外部評価を行います。

# 資料編

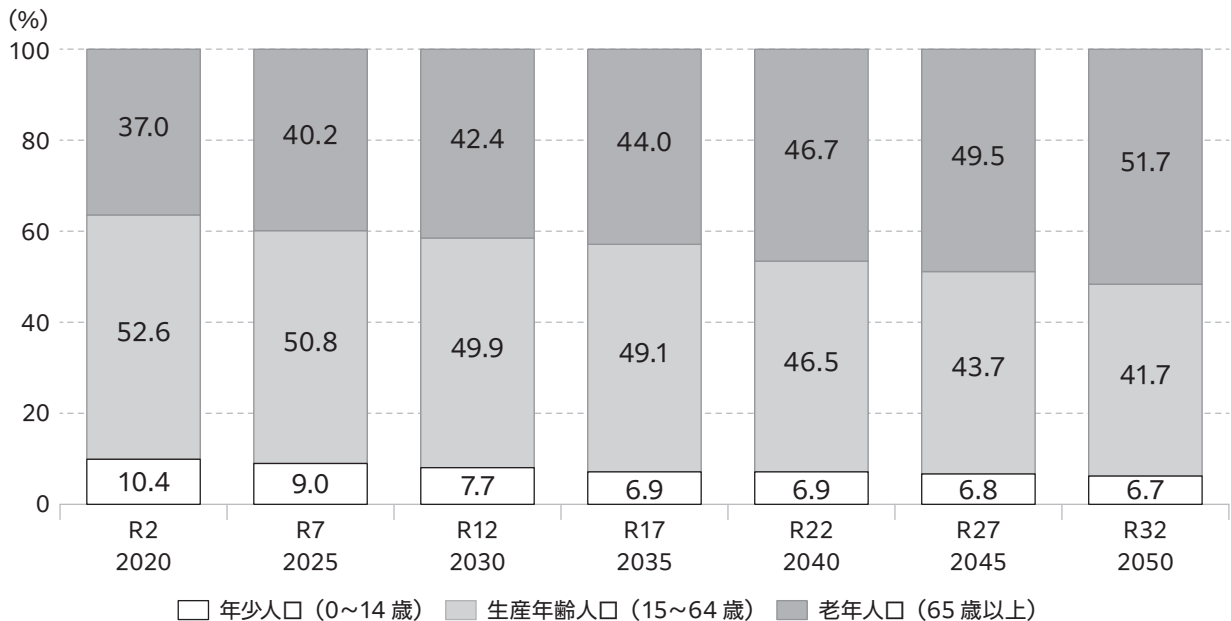
# 1. 統計資料

## (1) 一関市人口

【総人口・年齢3区分別人口の推移（社人研推計）】



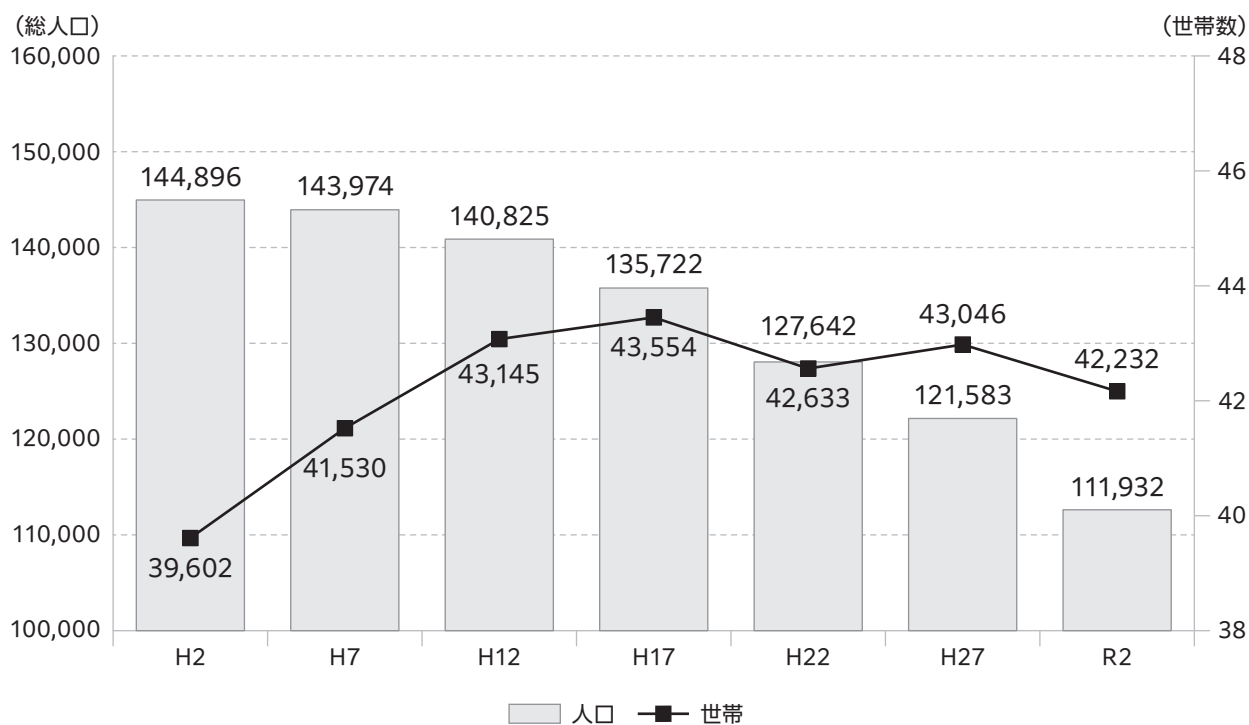
【年齢3区分別人口の割合の推移】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023）年推計）」

(2) 世帯数

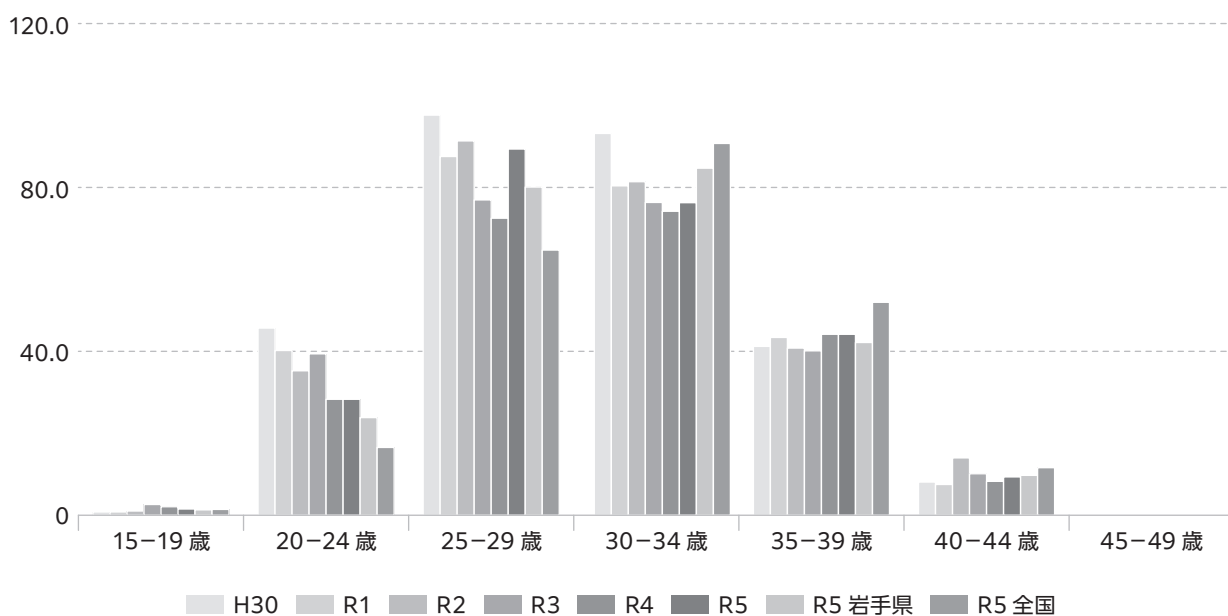
【総人口と世帯数の推移】



資料：総務省「国勢調査」(令和2年10月1日現在)

(3) 合計特殊出生率

【年代別女性千人当たりの出生率の推移】



資料：厚生労働省「人口動態統計」

岩手県及び一関市の合計特殊出生率は、岩手県保健福祉部健康国保課算出値  
岩手県「保健福祉年報（第9表）」

## (4) 高齢化率

## 【令和7年度在宅高齢者実態調査集計表（65歳以上）】

## ●地域別集計表（令和7年10月1日時点）

単位：人、世帯、%

| 地域                 | 一関            | 花泉     | 大東     | 千厩     | 東山     | 室根     | 川崎     | 藤沢     | 計       | 割合            |
|--------------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------------|
| 総人口① ※1            | 52,670        | 11,334 | 11,120 | 9,270  | 5,525  | 4,217  | 3,061  | 6,720  | 103,917 | —             |
| 世帯数② ※1            | 24,691        | 4,676  | 4,808  | 4,039  | 2,256  | 1,849  | 1,244  | 2,767  | 46,330  | —             |
| 65歳以上人口③ ※1        | 18,117        | 4,766  | 5,397  | 3,876  | 2,395  | 1,960  | 1,434  | 3,071  | 41,016  | 39.47%<br>③÷① |
| 75歳以上人口④ ※1        | 10,062        | 2,649  | 3,112  | 2,259  | 1,426  | 1,088  | 779    | 1,724  | 23,099  | 22.23%<br>④÷① |
| 援護を要する日中独居高齢者数⑥ ※2 | 116           | 46     | 29     | 47     | 20     | 29     | 8      | 40     | 335     | 0.82%<br>⑥÷③  |
| ひとり暮らし高齢者世帯        | 世帯数⑦<br>2,992 | 637    | 775    | 610    | 310    | 258    | 172    | 328    | 6,082   | 13.13%<br>⑦÷② |
|                    |               |        |        |        |        |        |        |        |         | 世帯員数⑧         |
| 高齢者のみ世帯 ※3         | 世帯数⑨<br>2,432 | 582    | 737    | 539    | 280    | 240    | 205    | 432    | 5,447   | 11.76%<br>⑨÷② |
|                    |               |        |        |        |        |        |        |        |         | 世帯員数⑩         |
| 高齢化率③/① ※1         | 34.40%        | 42.05% | 48.53% | 41.81% | 43.35% | 46.48% | 46.85% | 45.70% | 39.47%  | —             |

※1 住民基本台帳上の数値（施設入所者、長期入院等含む）

※2 援護を要する日中独居高齢者 → 介護を要する高齢者、認知症高齢者のうち1日概ね6時間以上独居となる者

※3 高齢者のみ世帯 → 夫婦・親子・兄弟姉妹等の高齢者のみで構成する世帯（ひとり暮らし高齢者を除く）

## 【参考】要介護認定者数（令和7年10月1日時点）

単位：人、%

| 地域                | 一関     | 花泉     | 大東     | 千厩     | 東山     | 室根     | 川崎     | 藤沢     | 計      |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 要支援 1～2           | 1,133  | 261    | 386    | 205    | 139    | 137    | 93     | 178    | 2,532  |
| 要介護 1～5           | 2,786  | 816    | 909    | 623    | 422    | 300    | 222    | 527    | 6,605  |
| 計                 | 3,919  | 1,077  | 1,295  | 828    | 561    | 437    | 315    | 705    | 9,137  |
| 認定率（認定者数/65歳以上人口） | 21.63% | 22.60% | 23.99% | 21.36% | 23.42% | 22.30% | 21.97% | 22.96% | 22.28% |

## ●年度推移

単位：人、世帯、%

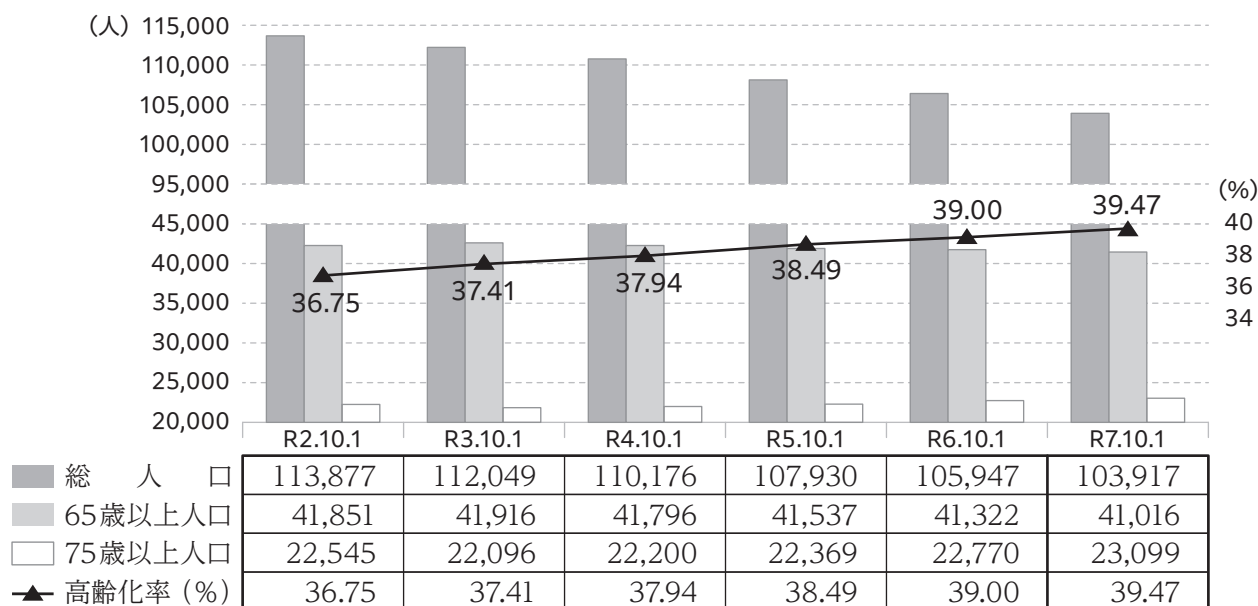
| 年度             | R2.10.1 | R3.10.1 | R4.10.1 | R5.10.1 | R6.10.1 | R7.10.1 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 ※1         | 113,877 | 112,049 | 110,176 | 107,930 | 105,947 | 103,917 |
| 世帯数 ※1         | 46,326  | 46,348  | 46,471  | 46,329  | 46,314  | 46,330  |
| 65歳以上人口 ※1     | 41,851  | 41,916  | 41,796  | 41,537  | 41,322  | 41,016  |
| 75歳以上人口 ※1     | 22,545  | 22,096  | 22,200  | 22,369  | 22,770  | 23,099  |
| 援護を要する日中独居高齢者数 | 584     | 556     | 487     | 384     | 319     | 335     |
| ひとり暮らし高齢者世帯    | 5,104   | 5,354   | 5,592   | 5,553   | 5,920   | 6,082   |
| 高齢者のみ世帯        | 世帯数     | 5,107   | 5,171   | 5,243   | 5,376   | 5,389   |
|                | 世帯員数    | 10,611  | 10,765  | 10,958  | 11,150  | 11,176  |
| 高齢化率 ※1        | 36.75%  | 37.41%  | 37.94%  | 38.49%  | 39.00%  | 39.47%  |

※1 住民基本台帳上の数値（施設入所者、長期入院等含む）

資料：令和7年度一関市在宅高齢者実態調査

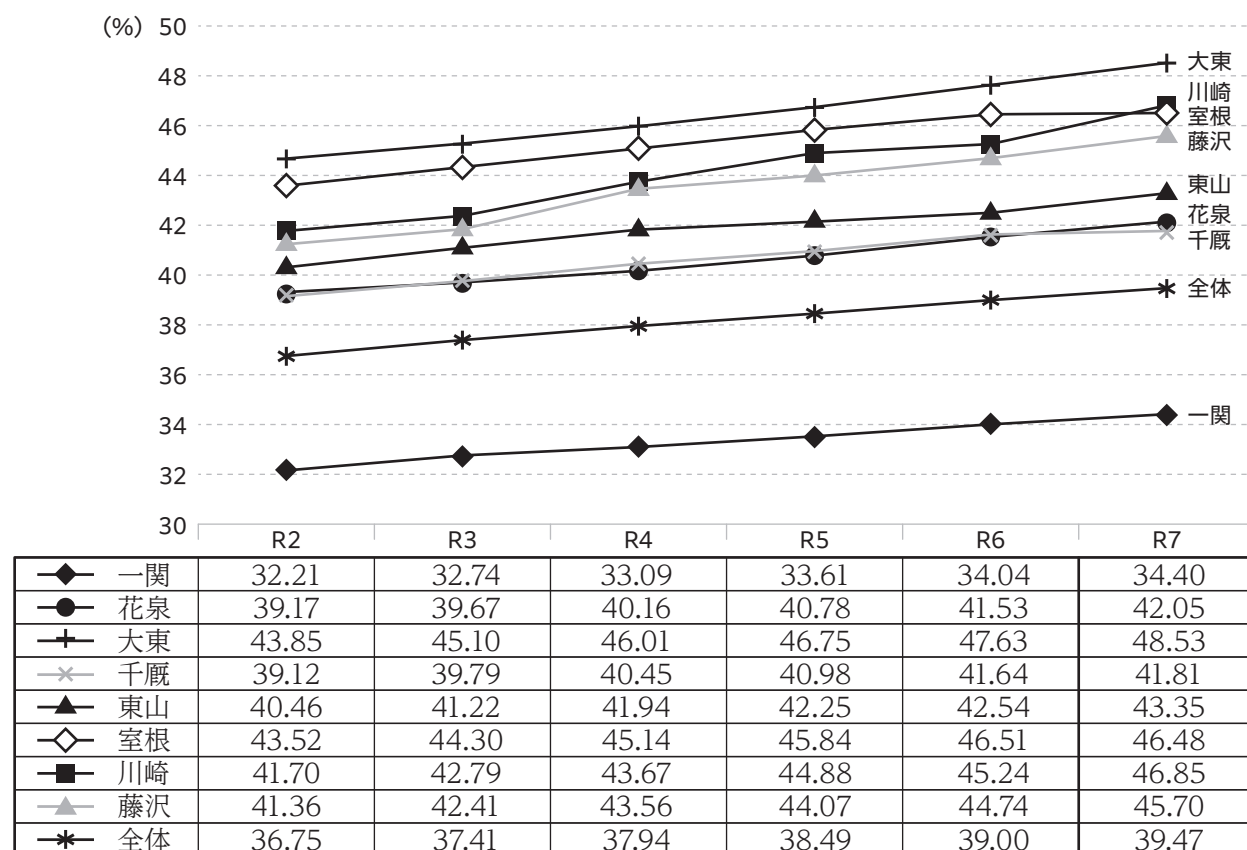
(5) 地域ごとの高齢化率

【年度別人口・高齢化率（基準日：毎年10月1日）】



※ 住民基本台帳上の数値により算出

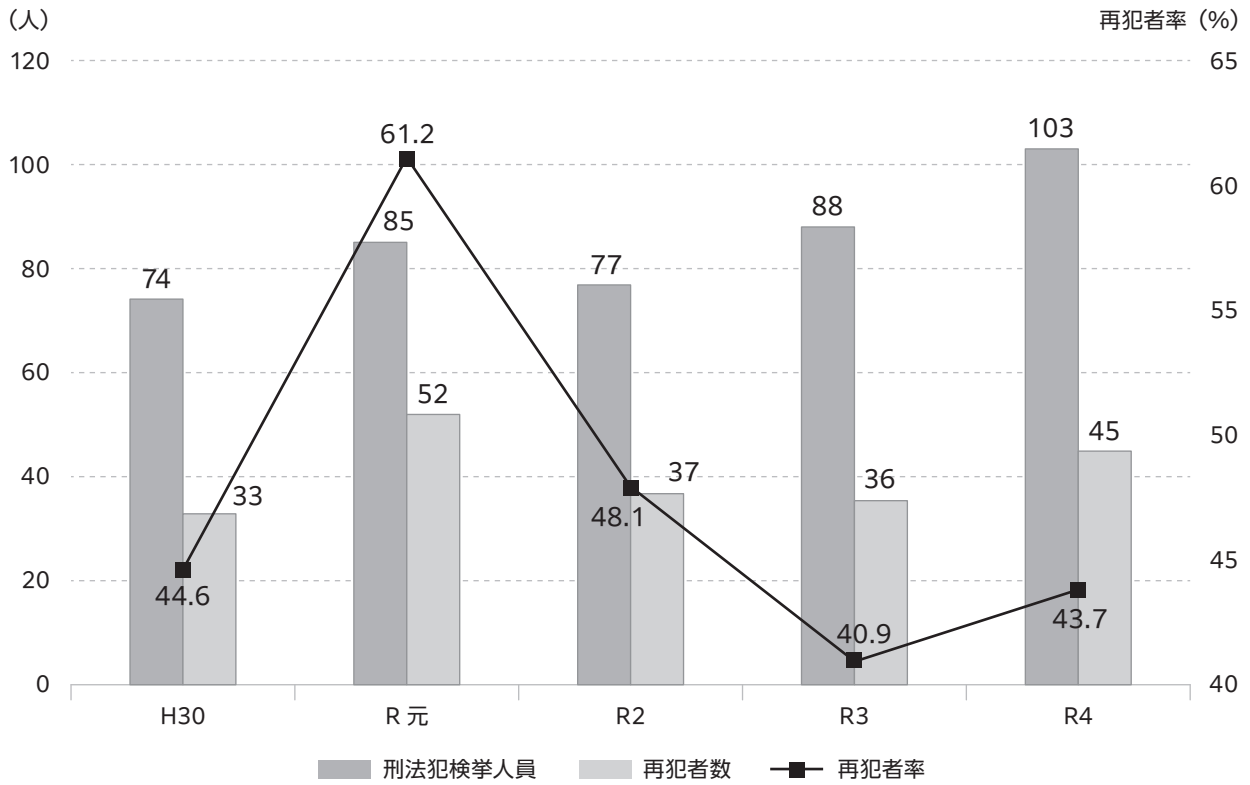
【地域別高齢化率の推移（基準日：毎年10月1日）】



※ 住民基本台帳上の数値により算出

資料：令和7年度一関市在宅高齢者実態調査

(6) 一関市 刑法犯検挙人員・再犯者率



資料：一関市再犯防止推進計画（令和6年度～令和7年度）

(7) 一関市自主防災組織結成状況

| 本庁・支所 | 行政区数等 | 組織数 | 結成行政区数等 | 結成率 (%) |
|-------|-------|-----|---------|---------|
| 一関    | 158   | 95  | 133     | 84.18   |
| 花泉    | 61    | 7   | 61      | 100.00  |
| 大東    | 88    | 77  | 84      | 95.45   |
| 千厩    | 28    | 31  | 28      | 100.00  |
| 東山    | 28    | 29  | 28      | 100.00  |
| 室根    | 20    | 20  | 20      | 100.00  |
| 川崎    | 26    | 26  | 26      | 100.00  |
| 藤沢    | 43    | 43  | 43      | 100.00  |
| 小計    | 452   | 328 | 423     | 93.58   |

資料：一関市ホームページ

## 2. アンケート調査等結果

### 第3期一関市地域福祉計画の策定に係る調査概要

#### 1. 調査の目的

第3期一関市地域福祉計画を策定するに当たり、これまでの取組に対する評価や第3期計画の策定に関する意見をうかがうために実施したものの。

#### 2. 調査の概要

| 区 分           | 対象者  | 調査期間          | 調査方法                            | 回答状況 |       |
|---------------|------|---------------|---------------------------------|------|-------|
|               |      |               |                                 | 回答数  | 回答率   |
| 行政区長          | 453人 | 令和7年<br>10月   | 郵送による配布・回収またはインターネットフォームからの回答   | 366件 | 80.8% |
| 民生委員・<br>児童委員 | 390人 | 令和7年<br>2月～3月 | 民児協定例会で配布・回収またはインターネットフォームからの回答 | 342件 | 87.7% |

#### 3. 調査の結果

##### ■ 行政区長調査から

- (1) 行政区内の情報交換会で話あっている内容は、「ふれあいサロン・世代間交流などの企画・運営」が最も多く、次いで「要支援者の生活状況の把握」「行政区内の環境美化」の順であった。
- (2) 今後力を入れていくべき項目として最も回答が多かったのは、「要支援者の生活状況の把握」、次いで「ふれあいサロン・世代間交流などの企画・運営」、「行政区の地域課題に関する情報交換」、「住民の困りごとへの対応」などが続き、高齢者などが孤独にならないための対策などが求められています。
- (3) 現在行政区で取り組んでいる活動と今後特に取り組んでいきたい活動は「ふれあいサロン」、「環境美化活動」などがあげられており、さらに「世代間交流」や「防犯・防犯活動」に取り組みたいという回答となった。
- (4) 地域の「要支援者」の福祉活動への参加状況は、「ほとんど参加しない」「参加していない」は55%、たまに「参加している」はわずか3%となっている。
- (5) 市の地域福祉活動に関し、全体の総合評価点は好評価の基準を下回った。活動の見直しについては、すべての項目が「一層充実させるべき」との回答で、現在の取組に不十分さを感じているものと思われる。

##### ○ 分析結果より

- 「地域とつながり続ける関係づくり」は、東地区の方が若干、高い評価をしている傾向がある。
- 「ボランティア・NPOの活動支援」は、東地区の方が高い評価をしている傾向がある。
- 「保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進」は東地区の方が高い評価をしている傾向がある。
- 「避難訓練の実施状況」は、東地区の方が実施している割合が高い傾向がある。

(注意) 西地域は、一関、花泉、東地区は大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢に分け、評価したもの。

## ■ 民生委員・児童委員調査から

- (1) 民生委員の活動連携相手として、行政区や自治会の役員、同僚の民生委員・児童委員のほか、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの社会福祉の専門機関との連携が多い。
  - (2) 地域で連携する上での課題として、「どの範囲まで情報共有すればいいのか分からない」が32%、「個人情報の取扱いが心配」が23%。一方で「特にない」という意見も39%と多かった。
  - (3) 地域の情報交換会で話われている内容は、「ふれあいサロン・世代間交流などの企画・運営」が多く、次いで「要支援者（高齢者や障がいのある人など）世帯の見守り訪問」や「行政区の地域課題に関する情報交換」が多くなっている。1年に「1～2回の開催」が多く、次に「毎月行っている」の回答となっている。
  - (4) 今後、情報交換会で力を入れるべき内容として、「要支援者の生活状況の把握」が最も多く、次いで「行政区の地域課題に関する情報交換」、「住民の困りごと相談対応」「防犯・防災活動の打ち合わせ」に関する情報交換を求める意見が多かった。
  - (5) 民生委員になって良かった点として、「住民の方と知り合いになり人間関係が広がった」が最も多かった。次いで「地域に対する理解が深まった」「福祉のことが理解でき勉強になった」という回答であった。
  - (6) 民生委員の活動上の課題として、「対象世帯の範囲の広さ」「訪問世帯数の多さ」など基本的な条件にかかわる課題もあったが、「住民に民生委員・児童委員の仕事をわかってもらえない」と感じている方が16%あり、地域への周知・理解を求める課題も見受けられた。
  - (7) 民生委員活動や地域福祉の推進のために、望むことは、「福祉関係の研修の実施」や「地域との連携方法」、次いで「困難ケースへのアドバイス」であった。
  - (8) 市における地域福祉活動に対し、「相談体制の充実」や「保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進」、「地域とつながり続ける関係づくり」などは充実した評価であった。すべての施策の展開が「充実を図るべき」となり、そのうち「地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進」、「社会福祉事業を担う人材の確保・育成」は、ほかの施策の展開と相対して高い結果となっている。
- 分析結果より
- 地域活動に関する「情報交換会」の開催状況は、西地区の方が開催している割合が高い傾向がある。
  - 地域の「要援護者」の福祉活動への参加の状況は東地区の方が参加している割合が高い傾向がある。
  - 避難訓練の実施状況は、東地区の方が実施している割合が高い傾向がある。
  - 「福祉教育の推進」について、東地区の方が低い評価をしている傾向がある。
  - 「権利擁護の充実」について、東地区の方が低い評価をしている傾向がある。
  - 福祉施策について、全体的には「現状のままでよい」「さらに充実したほうがよい」を選択している割合が、各設問で概ね30%～50%の範囲と高い。次に、「できていない」「あまりできていない」を選択している割合が高い。

(注意) 西地域は、一関、花泉、東地区は大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢に分け、評価したもの。

■ 高齢者や障がいのある人を住民同士の手助けで支えていく「ちょっとした支援活動」を地域や団体などで行っていること (※アンケートの主な意見を一部抜粋しております。)

- 高齢者宅の資源ごみの移動の手伝いや冬場の雪かきや草刈り作業
- 一人暮らしの見守り
- カーシェアリングで免許のない人の買い物や通院等の手伝い
- 広報配布時や市道草刈り時に近くを通った時などに、安否確認や変わったことがないか見まわり
- 地域活動を皆さんに知ってもらうため、広報誌を発行
- 市民センター事業や自治会活動を行う際に、老人クラブの皆さんに声かけを行い、一緒に活動しながら親睦を深めている

■ 地域福祉の推進に関する意見

- 地域での高齢化や人口減少の中で、担い手の確保や人材育成を思うとよい解決策が無く、今までどおりに地域の存続に不安を感じている
- 有償ボランティア活動を充実してはどうでしょうか
- 地域に根ざした具体的な取り組みを積極的に推進してほしい
- 福祉活動について、研修会などの開催が必要ではないかと思う
- 地域福祉の視点から考えると、「地域包括支援センター」の存在は大きく、家族のことで悩みがあったら、地域包括支援センターと一緒にしてみませんかと話している
- 高齢化に伴い、人材が極めて不足しているため、人的資源の範囲で実施できるものにしていく必要があるのではないのでしょうか
- 保健、福祉分野は皆さんが関心あると思うが、具体的に何をすればよいかまで行動に至っていないと思う
- 価値観の相違やジェネレーションギャップにより、挨拶や声掛けがしにくい社会になったような気がする
- 地域の活性化や安心安全を担う人が少なくなり、特定の人への負担が多くなると思われる
- 一関市、社会福祉協議会の事業等について、広報誌や新聞等で見っていますが、その具体的な内容を市民に今後わかりやすく、市民が相談しやすいようにしてほしい
- 福祉活動を充実するためには、地域での交流を活発にし、社会の繋がりを強くしなければならぬと思う
- 当事者にならないとまだ他人事と捉え、行政・メディアが唱えるほど深刻に考えない地域福祉に対する関心が低い方が多いのではと思う
- 個人情報観点で、隣であっても状況がつかめなく、関わりにくいところがある
- コロナ以降、コミュニティが希薄になり、どんなコミュニティの作り方や完成性を再構築するために何をしたらいいか、リードしてもらえるとありがたい
- 目標も施策も必要で推進すべきものと思うので、引き続き検証し、改善、実践していくことが重要だと思う

## 高校生施設等移動見学及びワークショップの概要

### 1. 目的

将来を担う世代である学生が、地域の一員としての自覚を持ち、地域や他人を思いやる心を育みながら、施設移動見学及びワークショップを通じて、自らが住む地域や、地域福祉の課題を考えることを目的とする。（※前年度、ワークショップで提案があった体験する場として、市内社会福祉法人の活動や施設見学を実施。）

2. 日時 令和7年8月7日（木） 9：10～16：45（移動時間含む）

3. 場所 千厩農村勤労福祉センター及び社会福祉法人ふじの実会

4. 主催 一関市・一関市社会福祉協議会（※社協のボランティアスクール事業と共催）

5. 参加者 高校生6人（市内の2つの高校から参加）

※ この他、市内社会福祉法人職員、市社会福祉協議会職員、市職員が参加

### 6. 開催概要

午前は市内の社会福祉法人の地域交流活動のボランティア体験を行い、午後からは障がい福祉施設の見学と学生・法人職員及び行政職員がグループワーク形式で体験・交流を通じて学んだことやわかったこと、「私自身／私達」や「学校／法人」で「取り組みそう／取り組みたいこと」を検討しました。

#### ① 社会福祉法人千厩寿慶会「移動喫茶ひまわり」の活動見学及びボランティア体験。

地域の高齢者や学童の子どもたちで構成されたグループにボランティアとして学生1名ずつ配置。みんなが楽しく過ごせるようコミュニケーションをとりながら、ものづくりなど協力して活動する。



【うちわ創作のお手伝い】



【いすに座って風船パレー（世代間交流）】

#### ② 社会福祉法人ふじの実会「ふじの実学園」の施設内外の見学、日中活動の概要説明。

障がいのある人が住んでいる居住スペースや日中活動の様子、支援従事者が支援を行っている様子などを見学。就労継続支援B型ワークジョイかわさきで製造しているクッキー等の紹介・説明。



【施設内見学の様子】



【グループの発表（考えをまとめて発表）】

【1班】 ※ワークショップでは、高校生、法人職員、行政職員の混合グループで話し合いを行っています。

- ① 移動喫茶ひまわりの体験より
  - 世代間交流の機会を増やす。交流することでまちの活性化につながる。
- ② ふじの実会の見学より
  - 音楽療法はみんなで楽しめていて良かった。いきいきしてとても楽しそう。
  - 少ない人数で大勢の方を見ていて職員が大変そう。職員が少ない。
  - 利用者と職員の関係性が大事。
- ③ 取り組みそうなこと
  - ボランティアの掲示板。(SNSの発信) ボランティア体験。
  - 利用していない建物の活用。
  - 社会福祉法人の施設や取り組み等の周知。
  - 住民を呼ぶだけでなく、地域に入っていく。
  - 時代によって求められていることへの対応が必要。

【2班】

- ① 喫茶ひまわりの体験より
  - 世代間交流の機会を増やす。小学生の明るさが良い。互いに刺激になる。
- ② ふじの実会の見学より
  - 障がいのある人との触れあう機会ができた。貴重な体験を通じ、考える機会が大切。
  - 障がいに対しての配慮が素晴らしい。特性に応じ、個別に対応している。
  - 「施設」と感じさせない雰囲気づくり。
  - 障がいについて、理解してもらう機会を設けるとよい。
  - いろんな障がいのある人達に対して普通に接してすごいと思う。みんなが身近に感じてほしい。
  - 障がいに対してのイメージが良くなるように願う。
- ③ 取り組みそうなこと
  - 「学校単位」で体験した方がより多く体験できるのではないか。体験できる機会。
  - ボランティアの事例や情報が知りたい。情報発信の工夫。
  - サポートする側に興味を持ったので話が聞きたい。施設職員の声など。

【アンケートより】

- 学生… ● 実際、見て体験することが貴重な体験。分野を問わず様々な経験を求めている。
- 住んでいる地域の情報（施設や活動内容）を知ることができた。
  - 学校だけではできない学び。(普段関わることのない分野の学び。)
  - 小学生や高齢者と交流を図る活動など、地域の話し合いに参加するときに為になることが沢山あった。(学んだことをもとに考えていく力。)
  - 今回、参加しなかったらこれからも体験する機会はなかったと思う。貴重な経験ができて良かった。
  - 誰にとっても身近に存在しているものだと知ってもらえるようになってほしい。
- 法人… ● 学生の福祉についての意見を聞くことができた貴重な機会だった。支援している職員としての体験談や意見を話すことができた。昨年度、ワークショップに参加した時に高校生の活動を知り、今年高校生に保育園の夕涼み会のボランティアを依頼することができ、良かった。

## 社会福祉法人懇談会の概要

### 1. 目的

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として税制上の優遇を受ける公益性の高い法人であり、地域社会に積極的に貢献していくことが求められており、また、社会福祉事業及び社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない「地域における公益的な取組」を行う責務がある。加えて、地域の福祉課題の解決に向けて、社会福祉法人が共同して取り組んでいくことがますます重要となっていることから、社会福祉法人間相互の連携を推進することを目的にしたもの。

2. 日時 令和7年1月30日(木) 13:30～15:30

3. 場所 一関市総合福祉センター大会議室

4. 出席者 10法人、社会福祉協議会2名、市職員2名

### 5. 次第

- (1) 説明
- 一関市地域福祉計画中間評価について
  - 高校生を対象とした地域福祉ワークショップについて（前年度の取組）
  - 法人と学校とのマッチング調査結果（共同で連携できる福祉の取組）
- (2) 講演 「社会福祉法人連携による公益的な取り組みについて」  
講師 岩手県立大学社会福祉学部 教授 佐藤 哲郎 氏
- (3) 意見交換 高校生が提案する地域福祉への取り組みの実現に向けた社会福祉法人の連携について ～高校生の思いを「カタチ」に～

### 6. 懇談での発言など

- 夏まつりなどに合わせてボランティアに入るのはどうか。地域とのふれあいにつながる。
  - 施設見学はコロナの影響でしばらく行っていないが体験は重要。バスなどの移動が想定されるが確保が難しい。
  - 高校生が保育園の夕涼み会にボランティアに来てもらった。いつも保護者が出店を行い、自分の子の様子などをじっくり見ることができてなかったが、ボランティアをしていただきその時間が持ててよかった。
  - 開催時期などを早めに周知していただければ対応は可能だと思う。
  - 高校生の福祉体験が少ない。世代間や地域交流に関心はある程度あるが場（イベントや体験する機会）がないとの意見があるが、連携することはできると思う。
- 今後の方向性
- 新年度に法人及び学校のスケジュールを調整する。
  - 高校生の長期休みである夏休み期間中に立案する。
  - 社会福祉法人の施設見学や事業体験をすることで、福祉体験の場を確保する。
  - 「知る機会」「交流する機会」「ボランティア活動」などができる機会を検討する。

### 3. 用語解説

<あ行>

#### ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称で、情報処理だけでなく、ネットワークを活用した情報や知識の共有を含む幅広い技術の総称。コンピュータを単独で使うだけでなく、インターネットなどの通信技術を通じて情報を伝達し、人と人とのコミュニケーションを円滑にすることを指す。代表的な例としては、パソコンやスマートフォン、インターネット、メール、クラウドサービスなどが挙げられる。

#### アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、「行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことを言う。

#### 意思決定支援

本人が自らの意思に基づいて選択・判断できるように、情報整理・選択肢提示・理解促進などを行う専門的支援のこと。単なる「代わりに決めること（代理決定）」とは明確に区別される。

#### I W A T E あんしんサポート事業

社会福祉法人が種別を超えて連携・協力し、暮らしの困りごとを抱えた方の自立を支援する「新しい支え合いのしくみ」を作ることを目的とした事業。趣旨に賛同する社会福祉法人が協働で実施している事業。

#### S N S（Social Networking Service）

インターネット上の交流を通じて社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

#### S D G s（Sustainable Development Goals）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標のこと。一関市では、令和3年度に、国のSDGs未来都市に選定されている。

#### N P O（Not-for-Profit Organization）

行政・企業とは別に、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない民間の組織・団体のこと。また、NPO法人とは、特定非営利活動推進法（NPO法）に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した特定非営利活動法人の一般的な総称。

## <か行>

### 基幹相談支援センター

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。一関市では、社会福祉協議会が受託している。

### 権利擁護

支援が必要な人が“その人らしく生きる権利”を守り、実現できるように支えること、あるいは認知症や知的障がいなどにより自分の権利を主張できない人の権利や利益を代弁し、守っていくこと。

### 更生保護

犯罪や非行をした人が罪を償い、立ち直ろうとする人たちに寄り添い・支えることによって再び犯罪に手を染めるなど被害が生じることを防ぎ、犯罪や非行のない社会をつくる活動。

#### ●社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする法務省が主唱する全国的な運動のこと。

#### ●保護司会

更生保護を行う団体。法務大臣から委嘱された民間ボランティアである保護司が所属し、活動する地域（配属保護区）ごとに組織する団体。犯罪や非行をした人の更生保護活動や犯罪予防活動を行う。

### コーディネート／コーディネーター

コーディネーターは仕事の流れを円滑にする「調整者」と訳され、二者あるいは、それ以上の個人、機関、施設、団体との間に対等の関係をつくり、それぞれが最大限の機能を発揮するように調整する専門家やその役割（コーディネート）を指す。特に地域社会では、地域内の公共・民間サービス、施設、機関、団体など様々な組織間を調整（コーディネート）することが求められている。

### こども食堂

こどもが1人でも利用できる無料または低額の食堂で、食事提供だけでなく孤食の解消や食育、地域交流の場としての役割を持つ活動のこと。

## <さ行>

### 災害ボランティアセンター

大規模な災害時に設置される被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点。被災地のニーズ把握、ボランティアの受入れ、人数調整・資機材の貸出しなどを行う。災害の規模に応じ、市の要請を受け、社会福祉協議会が設置・運営する。

### 支え合いマップ

地域に住む人たちの「困りごと」と「支援できる力」を地図上で整理し、住民同士の

つながりを強めるために作られる“地域の助け合いの見取り図”をいう。行政や社協、自治会、民生委員などが中心となって作成されることが多く、地域の実情に合わせて柔軟に作られるのが特徴。

## サロン

身近な場所で気軽に集まり、談話やレクリエーション等で仲間と楽しく過ごせる地域の居場所のこと。地域住民が主体となり活動をしている。

### ●ふれあいサロン

おおむね65歳以上の高齢者を対象としたサロンのこと。一関市社会福祉協議会では、活動支援を行い、健康で安心して暮らせるまちづくりの一助としている。

### ●子育てサロン

就学前の子育て家庭の育児不安の解消や、参加者がお互いにふれあい仲間づくりを行うために集い交流する場。一関市社会福祉協議会では、子育てサロンを開設したい人達や現在活動中の子育てサロンを支援している。

## 自主防災組織

地域住民が自発的に結成し、「自分たちの地域を自分たちで守る」ことを目的とした防災活動組織のこと。

## 自治会

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された任意の団体で、当該区域の住民相互の連絡、親睦など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動を行っている。

一関市の自治会は、主に行政区域を単位に組織されており、地域によっては、民区、町内会といった呼称の自治会組織もある。

## シニア活動プラザ

社会参加や社会貢献を求める高齢者に対して、活動のきっかけづくり、活動団体の支援・仲間づくりを支援するため市が設置し、一関市社会福祉協議会が受託し事業を行っている。シニア世代が、地域や社会の課題解決のために行う活動や新たな取組をはじめなどのチャレンジを応援する総合窓口。

## 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的に設立された非営利の法人のこと。

### ●社会福祉法人の地域における公益的な取組

社会福祉法人が地域住民の多様なニーズに応えるため、無料または低額な料金で提供する福祉サービスのこと。平成28年4月の社会福祉法改正により、社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施が義務付けられており、次の①～③までの要件を全て満たした取組。【①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること。②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること。③無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること。】

## 障害者地域自立支援協議会

障がい者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障がい者・その家族、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場として設置された協議会のこと。一関市では、一関地区障害者自立支援協議会がこれにあたる。

## 小地域福祉活動

地域住民が主体となって行う活動であり、地域共通の課題や問題を解決するために住民同士が支え合い、助け合うことを目的とした活動のこと。一関市社会福祉協議会では、地域の福祉課題を解決し、安心して豊かな生活を営むことができるようにするために、福祉活動推進協議会等に活動助成金を交付し、地域の自主的な福祉活動を支援している。

## 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）により、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体（他団体への業務委託も可）となり、専門の支援員が寄り添いながら、相談者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、就労や住居、家計等に関する課題の解決に向けた支援を行う事業。一関市では社会福祉協議会が受託している。

## 成年後見制度

認知症の人、知的障がいや精神障がいの方等、判断能力が不十分な人の財産管理や、介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上監護について、成年後見人等が法的な代理や同意、取り消しをする権限を与えられることによって、本人の利益を保護し権利が守られるよう支援する制度。

### ●一関地方成年後見支援センター

認知症や障がい等によって判断能力に課題がある人が、成年後見制度をはじめとした適切な制度利用につながるよう、地域の関係機関と連携しながらコーディネートする機関。一関市と平泉町が共同設置し、その一部業務を一関市社会福祉協議会が受託している。当該圏域の中核機関（後述）として位置付けている。

### ●市民後見人

親族・専門職以外の市民による後見人のこと。研修等により権利擁護の視点や成年後見制度等の知識を学んだ市民が、家庭裁判所から選任された上で、関係機関の支援や監督を受けつつ後見活動を行う。本人と同じ市民という立場で後見人となることで、より本人の立場に立った支援ができるという利点がある。

### ●中核機関

成年後見制度における中核機関のことを言う。成年後見制度の利用促進に関する法律、および国の利用促進計画に基づき、市町村が中心となって設置する成年後見制度の適切な利用を総合的に支援、調整する拠点機関。広報啓発・相談・コーディネート・司令塔機能を担うが、一関圏域では地域の一次相談機関と連携し、地域の支援体制を構築・統括する機関と位置付けられている。

## <た行>

### 多機関協働

「直接対応する制度がない」「複数の制度をまたぐ」など単独の支援機関では解決できない複合的・複雑化した課題に対して、福祉、行政、医療、介護、教育、司法などの複数の機関や専門職が主体的に協力し、それぞれの強みを活かして支援を行うこと。

### 地域共生社会

高齢者、障がいのある人、子どもなど、これまでの対象者ごとの制度などを超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

### 地域協働体（地域協働組織）

一定の区域（市民センターの管轄区域）において、自治会や地域の各種団体などが中心となって形成された団体で、地域づくり計画に基づき、地域課題の解決に向けた地域づくり活動を持続的に実践する組織。

### 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。センターには、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士が配置され、専門性を活かして相互連携しながら業務にあたる。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能している。

## <な行>

### 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい及び精神障がい等のために判断能力が十分ではない方々が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって在宅生活を支援する制度。岩手県社会福祉協議会から委託を受け、一関市社会福祉協議会が実施している。

## 2次元コード

情報を縦と横の二方向に配置することで、大量のデータを効率よく記録・読み取るコード形式の総称。スマートフォン端末などのカメラ機能を用いて読み取る場合が多い。ある特定の形式を指すものではなく、複数のコード形式を含んだ広いカテゴリを示している。

## <は行>

### ひきこもり

仕事や学校に行けず家にこもり、家族以外とほとんど交流がない人の状況を指す。厚生労働省は、こうした状態が6か月以上続いた場合を定義している。

## 避難行動要支援者

高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語のわからない外国人などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、自ら非難することが困難で避難の確保に支援を要する者（災害対策基本法による義務付け）。市町村は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成する必要がある。一関市では、一関市地域防災計画により、避難行動要支援者の対象範囲等を定めている。

## ファミリーサポートセンター

厚生労働省の支援事業として、子育ての手助けが必要な人と子育てのお手伝いをしたい人を結ぶ会員制の子育て支援ネットワークのこと。一関市では、社会福祉協議会が一関市より受託し運営している。

## 福祉委員

一関市社会福祉協議会が行う、地域の福祉課題の把握や解決のための話し合い、それに伴う活動や情報発信を行う際に地域住民とのつなぎ役を担う人。一関市社会福祉協議会から委嘱をしている。

## 福祉教育

身の回りの人々や地域との関わりをとおして、そこにどのような福祉の課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことで、ともに生きる力を育むことを目的としているもの。

### ●キャップハンディ体験

福祉教育のプログラムの1つ。ハンディキャップを持った人の状況を疑似体験をすることで、ハンディキャップのある人の置かれている状況や環境、障がいに対する理解を深める活動。

## フードパントリー

企業や家庭から寄付された食品を生活困窮者や子育て世帯へ無料・直接配付する支援活動。

### ●フードポスト

食料寄付を受け付けるポストのこと。一関市社会福祉協議会では各支部等にポストを設置している。

## 福祉避難所

一般の避難所では生活に支障をきたす介護が必要な高齢者や障がい者等に対して、必要なケアが行われるほか、手すりやトイレ、仮設スロープなどバリアフリー化などがされた、支援が必要な人に配慮した避難所のこと。

## 包括的な支援体制／包括的支援体制

高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者など、属性に関わらず、地域住民が抱える複合的・複雑化した生活課題に対し、相談者や関係機関が分野の壁を越えて連携・協働し、包括的（一体的・総合的）に支援を提供する体制。

## 防災の3助

災害により被害を最小限に抑えるための社会の仕組みのこと。「自助」「共助」「公助」の3つに分類される。防災の3助では「互助」は「共助」に含まれる。

## ボランティアセンター

ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会がその運営にあたっている。主な活動は、ボランティア活動に関する各種相談やボランティア団体の紹介、各種団体との調整など。一関市の名称は「一関市ボランティアセンター」。

## <ま行>

### 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の委嘱を受けている。

## 第3次 一関市地域福祉活動計画

令和8年3月策定

発行 社会福祉法人一関市社会福祉協議会  
地域福祉活動計画検証・策定チーム

住所 〒021-0877 一関市城内1番36号

電話 (0191) 23-6020

FAX (0191) 23-6024

メール [info@ichinoseki-shakyo.com](mailto:info@ichinoseki-shakyo.com)